

**第5次矢板市障がい者福祉計画・
第6期矢板市障がい福祉サービスプラン**
(第6期矢板市障がい福祉計画・第2期矢板市障がい児福祉計画)

**令和3年3月
矢板市**

はじめに

矢板市では、障がいのある人もない人も、すべての人が安心して元気に暮らせるように、「ともにつくる、すべての人がいきいきと生活できるまち・矢板」を基本理念として、障がいのある人のための多様な施策の展開を図っております。

このような中、平成 28 年に「第 4 次矢板市障がい者福祉計画」を策定し、地域で暮らす誰もが、いきいきと暮らすことのできるまちづくりを行ってきました。



また、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の具体的な実施に関しましては、平成 30 年 3 月に「第 5 期矢板市障がい福祉サービスプラン」を策定し、障がいのある皆さまのご意向に沿いながら、進めてまいりました。

このたび、前期計画期間中における取組状況や、障がい福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、障がいのある人もない人も隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を、地域住民とともに推進していくことを目指す「第 5 次矢板市障がい者福祉計画」「第 6 期矢板市障がい福祉サービスプラン（第 6 期矢板市障がい福祉計画・第 2 期矢板市障がい児福祉計画）」を策定しました。

今回の計画策定にあたり、矢板市障がい者福祉計画の計画期間を 6 年、矢板市障がい福祉サービスプランの計画期間を 3 年とし、計画の指針や目標の整合性を図りました。

計画の推進にあたっては、関係者の皆様と連携しながら推進してまいりますので、今後とも皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、「矢板市地域自立支援協議会」及び「矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会」に参画いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民や関係団体の皆様にご心よりお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

矢板市長 齋藤 淳一郎

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけと計画期間	5
3 計画策定の体制等	7
第2章 矢板市の障がい者を取り巻く環境	9
1 人口と世帯の状況	9
2 障がい者の状況	11
3 教育・保育の状況	16
4 障がい者の就労・雇用の状況	17
5 障がい者の福祉サービスの現状	19
6 アンケート調査結果のまとめ	21
第2部 第5次矢板市障がい者福祉計画	33
第1章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 計画の基本目標	36
3 重点的な取り組み	38
4 計画の体系	41
第2章 障がい者施策の展開	42
基本目標1 障がい者の地域生活の基盤づくり	42
基本目標2 障がい者の自立と社会参加を支える環境づくり	49
基本目標3 障がい者が生活しやすいまちづくり	54
基本目標4 障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり	60
第3部 第6期矢板市障がい福祉サービスプラン	65
第1章 計画策定の視点	67
1 計画策定の趣旨	67
2 サービス等の体系	69
3 計画の具体的な目標	70
第2章 障がい福祉サービス等の見込量と提供体制の確保	77
1 訪問系サービス	77
2 日中活動系サービス	79
3 居住支援・施設系サービス	88
4 相談支援	91
第3章 地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保	94
1 地域支援事業（①必須事業）	94
2 地域支援事業（②任意事業）	103
3 地域生活支援促進事業等	105

第4章 障がい児通所支援等の見込量と提供体制の確保	106
1 障害児通所支援	106
2 障害児相談支援	111
3 医療的ケア児等コーディネーター	112
第4部 計画の推進	113
第1章 計画の推進体制	115
1 関係機関、地域との連携	115
2 矢板市地域自立支援協議会の円滑な運営	116
3 サービスの質の向上と供給体制の確保	116
第2章 計画の進捗・管理	117
1 施策・事業の点検と改善	117
2 計画の評価と見直し	117
資料編	119
1 矢板市地域自立支援協議会設置要綱	121
2 矢板市地域自立支援協議会委員名簿	123
3 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会員名簿	124
4 計画策定経過	125

第 1 部

総論

■統計データ、アンケート調査グラフ等の表記及び注意点について

1. 人数及び回答該当者数を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
2. アンケート調査の複数回答を許している回答項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答比率の合計は100.0%を超えます。
3. アンケート調査の説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。
4. アンケート調査のグラフ内の【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 障がい者施策の動向

< 障害者基本法の制定と改正 >

我が国の障がい者施策に関する基本法は、昭和45年に「心身障害者対策基本法」が制定されたことに始まります。同法は、平成5年には「障害者基本法」に改正され、従来からの身体障がい者、知的障がい者に加えて、精神障がいのある人も法の対象となる障がい者として位置づけられました。さらに、法の目的も、心身障がい者対策の総合的推進を図ることから、障がい者の自立とあらゆる分野の活動参加促進を図ることへと改められました。

その後、平成16年の改正では、障がい者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定され、平成23年の改正では、平成19年に我が国が署名した障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がいを個人の属性だけではなく社会的障壁と捉えるいわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

< 障害者基本計画の策定 >

改正障害者基本法に基づき、平成25年には、「障害者基本計画（第3次）」が閣議決定され、各分野に共通する横断的視点として、「障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「当事者本位の総合的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」及び「総合的かつ計画的な取組の推進」の5点が掲げられるとともに、10の施策分野ごとに取り組みが進められてきたところです。平成29年度で同計画は計画期間の満了を迎えることから、国では、平成30年度から令和4年度までを新たな計画期間とする「障害者基本計画（第4次）」を策定しました。

< 障がい者の人権擁護の推進と支援施策の充実 >

障がい者の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律）」に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定されました。

さらに、平成28年には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されました。

< 地域共生社会への取り組み >

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) 矢板市における計画策定

この度、計画の見直しの時期を迎えましたが、令和2年5月には、直近の障がい者保健福祉施策の動向等を踏まえ、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が行われました。

本市においても、前計画期間中における取組状況や障がい福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、障がいのある人もない人も隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するインクルーシブな社会の実現を、地域住民とともに推進していくことを目指す「第5次矢板市障がい者福祉計画・第6期矢板市障がい福祉サービスプラン（第6期矢板市障がい福祉計画・第2期矢板市障がい児福祉計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※インクルーシブな社会：障がいのある人もない人も、誰をも分離したり排除したりすることなく地域の中に包み込む社会。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 法令等の根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とし、これら3計画を一体的に策定するものです。

「障害者計画」は、本市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な理念や施策の方向性を定める計画として位置づけられます。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として位置づけられます。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障害者計画 【矢板市障がい者福祉計画】	障害者基本法 第11条第3項	障がい者福祉 施策全般の基本 的指針を定める 計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障害福祉計画 【矢板市障がい福祉計画】	障害者総合支援 法第88条第1 項	障がい者 (児) 施策の中 のサービス提供 などについての 具体的な実施計 画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障害児福祉計画 【矢板市障がい児福祉計画】	児童福祉法 第33条の20 第1項		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

(2) 計画の位置づけ

国の「障害者基本計画」や県の「とちぎ障害者プラン21（2015～2020）栃木県障害者計画」に基づくとともに、「第2次21世紀矢板市総合計画（後期基本計画2016～2020）」、「第2期矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他の本市の関連計画との整合性を図ります。

(3) 計画期間

第5次矢板市障がい者福祉計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする6年間とします。

また、第6期矢板市障がい福祉計画・第2期矢板市障がい児福祉計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3年間とします。

なお、今後の社会情勢や障がい児者を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画期間中における内容の見直しも検討します。

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
矢板市障がい者福祉計画	第3次	第4次				第5次						
矢板市障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期		次期計画			
矢板市障がい児福祉計画				第1期			第2期		次期計画			
国の計画	障害者基本計画(第3次) (平成25年度～29年度)			障害者基本計画(第4次) (平成30年度～令和4年度)				次期計画				

(4) 本計画の対象

本計画の主たる対象は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの疾病や障がいのある方です。

また、障がいのない市民についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援等の促進を図る対象となることから、計画の対象は全市民とします。

3 計画策定の体制等

(1) 計画策定委員会等の設置

■矢板市地域自立支援協議会

計画の策定にあたり、保健・医療・福祉関係機関、教育・雇用・事業者機関、障がい者関係団体、地域住民代表者、指定相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、法曹関係者により構成する矢板市地域自立支援協議会を計画策定委員会と位置づけ、事務局（社会福祉課）が計画策定等部会の検討を経て作成した計画案についてご審議いただき、最終的な計画内容を決定しました。

■矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会

計画策定にあたり、矢板市地域自立支援協議会のもと、保健・医療・福祉関係機関、教育・雇用・事業者関係機関、障がい者関係団体、指定相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者で構成する矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会を設置し、計画案を検討していただきました。

(2) アンケート調査結果の活用

障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見の把握などを目的にアンケート調査を実施し、調査結果の計画内容への反映を図りました。

また、障がい者のみならず、障がいのない市民の意識を把握するため、障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者以外の市民を対象にした調査も併せて実施しました。

■調査の概要

区分	調査対象	調査方法	調査期間
①障がい者調査	令和元年10月1日現在、矢板市内に在住し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持されている方。難病（特定疾患）の認定を受けている方	郵送による配布・回収	令和元年 11月～12月
②一般住民調査	一般市民を対象	郵送による配布・回収（一部、対面式による配布・回収）	

■配布回収の結果

区分	配布数	回収数【率】	有効回答数【率】
①障がい者調査	1,657件	927件【55.9%】	924件【55.8%】
②一般住民調査	300件	156件【52.0%】	156件【52.0%】

※有効回答数は、回収した調査票から白紙またはそれに準ずる無効票を除いた数。

(3) パブリックコメントの実施

令和3年1月14日から1月29日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、本計画に対する市民からの意見を広く募り、計画内容への反映を図りました。

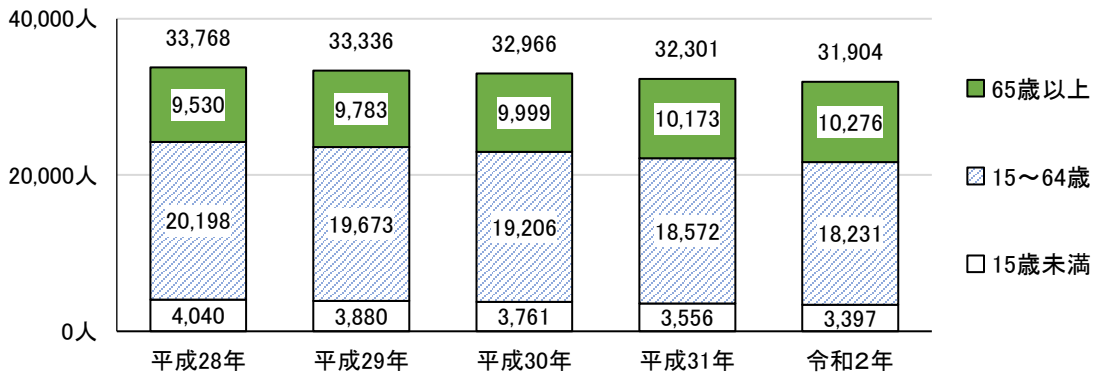
第2章 矢板市の障がい者を取り巻く環境

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分人口

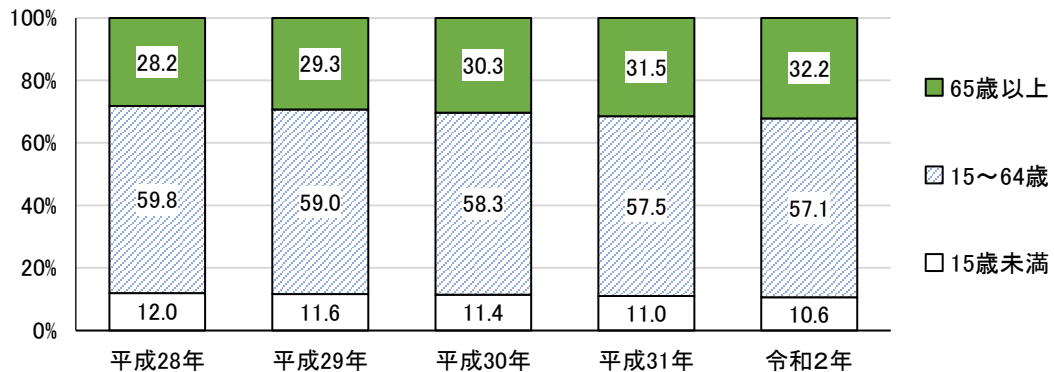
本市の総人口は緩やかな減少傾向にあり、平成28年から令和2年の5年間で1,864人の減となっています。年齢3区分別の人口の推移をみると、「65歳以上」人口は増加する一方、「0～14歳」「15歳～64歳」人口は減少しており、少子化・高齢化が進んでいます。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移

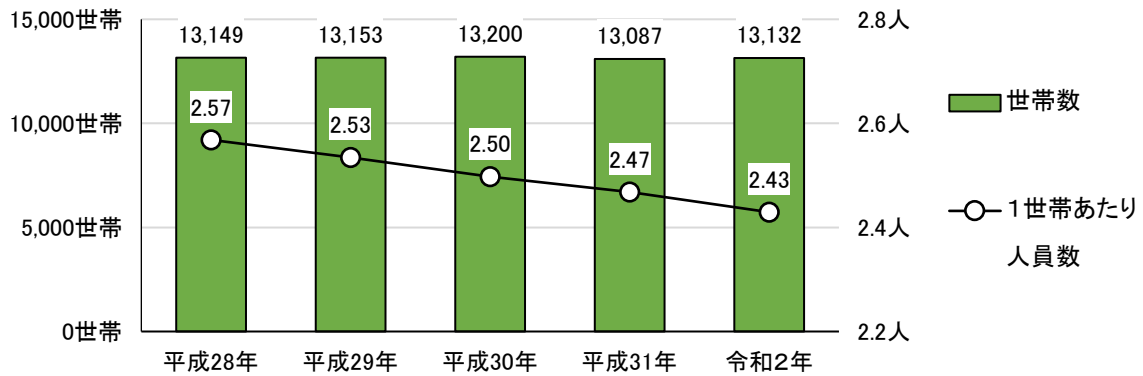


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数

世帯数は横ばいを推移していますが、1世帯あたりの人員数については減少が続いています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

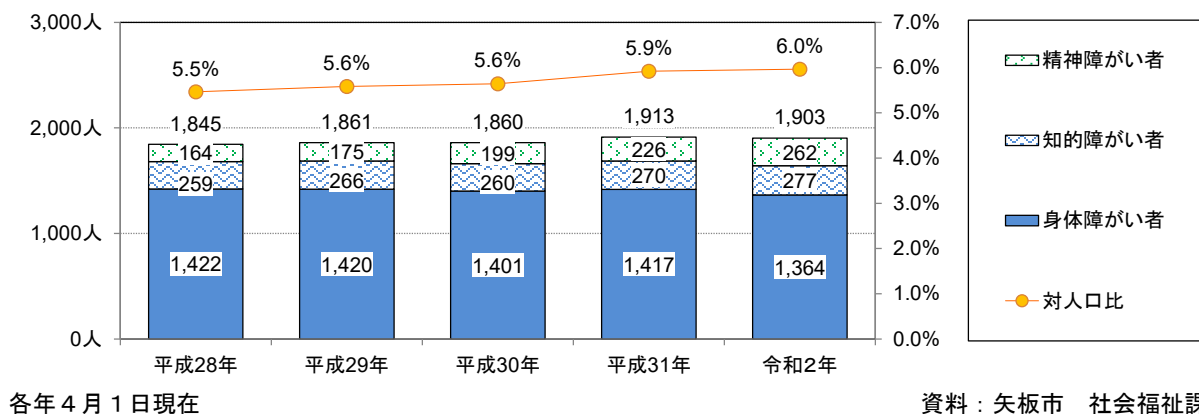
2 障がい者の状況

(1) 障がい者数の推移

障害者手帳所持者を基準として本市の障がい者数の推移をみると、近年は増加傾向で推移しており、令和2年4月1日現在の障がい者数は1,903人、対人口比は6.0%となっています。

障がい者別にみると、知的障がい者、精神障がい者いずれも増加傾向で推移しています。

■障がい者数の推移（手帳所持者）



(2) 身体障がい者の状況

① 障がい種別の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は年々増加しており、令和2年4月1日現在では1,364人となっています。障がい種別の内訳をみると、いずれの年も肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい・免疫障がいも多くなっています。

■身体障害者手帳所持者の推移（障がい種別）

（単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障がい	78	76	75	75	74
聴覚・平衡機能障がい	147	153	149	151	139
音声・言語・そしゃく機能障がい	9	9	10	10	10
肢体不自由	763	758	746	746	701
内部障がい・免疫障がい	364	363	360	371	385
複合障がい	61	61	61	64	55
計	1,422	1,420	1,401	1,417	1,364
総人口	33,768	33,336	32,966	32,301	31,904
対人口比	4.2%	4.3%	4.2%	4.4%	4.3%

各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

② 等級と障がい種別

等級別にみると、1級が最も多くなっています。

等級と障がい種別の関係をみると、内部障がい・免疫障がいについては1級の割合が6割以上となっています。

■障がい種別と等級の状況

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	28	22	4	8	9	3	74
聴覚・平衡機能障がい	0	41	10	47	0	41	139
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	7	3	0	0	10
肢体不自由	105	114	155	165	106	56	701
内部障がい・免疫障がい	256	1	32	96	0	0	385
複合障がい	34	12	4	4	1	0	55
計	423	190	212	323	116	100	1,364

令和2年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

③ 年齢と障がい種別

令和2年4月1日現在、身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、65歳以上が978人で最も多く、身体障がい者全体の7割以上を高齢者が占めている状況です。

障がい種別との関係では、いずれの障がいにおいても半数以上は高齢者が占めている中で、聴覚・平衡機能障がい、内部障がい・免疫障がいについては高齢者の占める割合は7割以上となっています。

■障がい種別と年齢の状況

(単位：人)

	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
視覚障がい	0	28	46	74
聴覚・平衡機能障がい	6	32	101	139
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	3	7	10
肢体不自由	16	194	491	701
内部障がい・免疫障がい	5	82	298	385
複合障がい	2	18	35	55
計	29	357	978	1,364

令和2年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

(3) 知的障がい者の状況

本市の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和2年4月1日現在では277人となっており、障がい程度別にみると、いずれの年も「B(中度・軽度)」が半数以上を占めています。

年齢別では「18歳未満」の障がい児は近年横ばいで推移しており、令和2年4月1日現在では64人と全体の23.1%となっています。

■療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
A (最重度・重度)	18歳未満	30	30	30	25	25
	18歳以上	89	90	90	95	98
	計	119	120	120	120	123
B (中度・軽度)	18歳未満	32	35	37	39	39
	18歳以上	108	111	103	111	115
	計	140	146	140	150	154
合計	18歳未満	62	65	67	64	64
	18歳以上	197	201	193	206	213
	計	259	266	260	270	277
総人口		33,768	33,336	32,966	32,301	31,904
対人口比		0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%

各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

(4) 精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和2年4月1日現在では262人となっています。

障がい程度別にみると、いずれの年も「2級」が最も多くを占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級(重度)		42	51	57	70	78
2級(中度)		90	92	107	114	140
3級(軽度)		32	32	35	42	44
合計		164	175	199	226	262
総人口		33,768	33,336	32,966	32,301	31,904
対人口比		0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%

各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

また、本市の精神障がいによる自立支援医療費受給者数は増加傾向にあり、手帳の非所持者も含まれるため、令和2年4月1日現在の受給者数は手帳所持者数を大きく上回る429人となっています。

■自立支援医療費受給者数の推移（精神通院）

（単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
受給者数	341	362	377	418	429

各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

（5）難病患者等の状況

特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病の受給者証交付者総数は、増加傾向にあり、令和2年では270人となっています。

また、指定難病の対象疾病数については、令和元年7月1日から333疾病となっており、小児慢性特定疾病については、令和元年7月1日から762疾病となっています。

■特定医療費（指定難病）等の受給者証交付者数の推移

（単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
指定難病	225	233	215	206	228
小児慢性特定疾病	32	36	37	40	42
受給者証交付者総数	257	269	252	246	270

各年4月1日現在

資料：矢板健康福祉センター

(6) その他の障がい者の状況

「発達障害者支援法」において、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい※1、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

自閉症の発症率については、千人に対し、1人から2人程度と考えられていましたが、知的障がいを伴わない高機能自閉症※2の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。

※1【広汎性発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群のほか、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含む総称。

※2【高機能自閉症】

対人関係を作ることが困難・言葉の発達の遅れ・興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を有する障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないタイプの自閉症のこと。

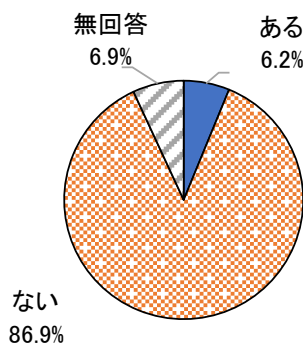
本市においては、令和元年度に実施したアンケート調査結果によれば、発達障がいと診断されたことがある割合は6.2%となっています。

さらに、高次脳機能障がいについては、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、新しい出来事が覚えられないといった記憶障がいや人に指示してもらわないと何もできない遂行機能障がい等が生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。障がいの特性として、本人や家族など周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況にあります。

本市においては令和元年度に実施したアンケート調査結果によれば、高次脳機能障がいと診断されたことがある割合は4.2%となっています。

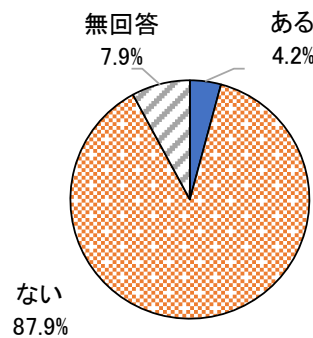
国や県と同様、本市でも自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高次脳機能障がい等の障がいのある方の人数は正確には把握できておりませんが、障がいをお持ちの方が一定程度存在することが想定されます。

■発達障がいと診断されたことがあるか



全体【n=924】

■高次脳機能障がいと診断されたことがあるか



全体【n=924】

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

3 教育・保育の状況

(1) 小学校

障がいのある小学生の在学状況をみると、令和2年においては特別支援学校が22人、普通学校の特別支援学級が52人となっており、5年前に比べて特別支援学級の在籍児童数が大きく増加しています。

■障がい児在学状況（小学生）

（単位：人）

		平成27年						令和2年						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
特別支援学校	21	4	5	1	3	3	5	22	1	4	6	5	1	5
特別支援学級	35	6	5	5	8	8	3	52	6	8	6	8	10	14
知的	16	3	3	3	2	4	1	32	4	4	4	6	7	7
自閉・情緒	19	3	2	2	6	4	2	20	2	4	2	2	3	7
合計	56	10	10	6	11	11	8	74	7	12	12	13	11	19

各年5月1日現在

資料：矢板市教育委員会

(2) 中学校

障がいのある中学生の在学状況をみると、令和2年においては特別支援学校が12人、普通学校の特別支援学級が32人となっており、5年前に比べて特別支援学級の在籍生徒数が倍増しています。

■障がい児在学状況（中学生）

（単位：人）

		平成27年			令和2年			
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	
特別支援学校	14	4	5	5	12	6	1	5
特別支援学級	18	4	8	6	32	9	11	12
知的	12	3	6	3	16	7	5	4
自閉・情緒	6	1	2	3	16	2	6	8
合計	32	8	13	11	44	15	12	17

各年5月1日現在

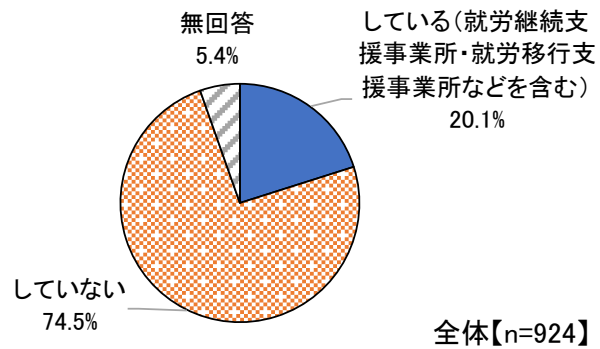
資料：矢板市教育委員会

4 障がい者の就労・雇用の状況

(1) 障がい者の就労状況

① アンケート結果からみる就労状況

アンケート調査において就 ■現在仕事をしているか
 労状況について尋ねたところ、
 働いている割合は、2割程度と
 なっています。



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

② 福祉的就労の状況

一般の就労が困難な障がい者の就労の場として、就労継続支援B型の施設が市内に2つあります。令和元年度の2つの就労支援施設等の1日当たりの平均利用者数は6.3人、月平均の工賃は約16,862円という状況です。

	平成26年度	令和元年度
	市内1事業所	市内2事業所
平均利用者数 (1日当たり)	9.25人	6.3人(2事業所平均)
年間延利用人数	2,428人	2,950人(2事業所合計)
月平均授産工賃 (1人当たり)	5,754.8円	16,862.4円(2事業所平均)

※令和2年1月から新しく1事業所が開所しました。

(2) 障がい者の雇用状況

栃木県に本社を置く民間企業のうち、障がい者の実雇用率 2.2%の障害者雇用促進法の法定雇用率が適用される常用労働者数 45.5 人以上規模の一般の民間企業は、令和2年6月1日現在 1,276 社あり、そのうちの 57.4%の企業が法定雇用率を達成しており、全国水準を上回っている状況です。

民間企業における障がい者雇用状況をみると、雇用数は年々増加しており、令和2年における障がい者実雇用率は 2.18%と、全国水準を上回っています。

■栃木県の民間企業における障がい者雇用状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
企 業 数	1,074 社	1,106 社	1,237 社	1,253 社	1,276 社
法定雇用算定基礎労働者数 ^{※1}	198,752.0 人	206,355.0 人	216,895.5 人	218,954.5 人	222,254.5 人
障がい者雇用数 ^{※2}	3,781.0 人	4,088.0 人	4,343.5 人	4,539.5 人	4,847.0 人
実雇用率					
栃木県	1.90%	1.98%	2.00%	2.07%	2.18%
☆参考：全 国	1.92%	1.97%	2.05%	2.11%	2.15%
法定雇用率達成企業の割合					
栃木県	57.3%	60.1%	54.9%	56.3%	57.4%
☆参考：全 国	48.8%	50.0%	45.9%	48.0%	48.6%

各年 6 月 1 日現在

資料：厚生労働省栃木労働局

※1 法定雇用算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。

※2 ・重度身体障がい者又は重度知的障がい者（短時間労働者以外）については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。
 ・重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）である場合は1人分としてカウント、常用労働者及び障がい者が短時間労働者の場合は0.5人分としてカウントされる。

5 障がい者の福祉サービスの現状

(1) 相談・情報提供

本市の障がい者及び家族等の相談窓口の中心は、相談支援事業所（矢板市障がい児者相談支援センター）、民生委員児童委員、地域包括支援センターです。相談支援事業所は、平成18年10月に矢板市単独で開設され、現在、コーディネーター3人を配置し、サービス利用の相談・助言・申請、生活プランの作成援助、情報提供等を実施しています。

地域包括支援センターについては、平成18年4月に設置され、介護保険や高齢者の相談窓口になっています。

■障がい者及び家族等の相談数

（単位：件）

相談窓口	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和元年度
民生委員児童委員	48	145	160	20
身体障害者相談委員	120	-	-	0
知的障害者相談委員	43	-	-	0
相談支援事業所	249	617	631	916
在宅介護支援センター	260	152	366	-※
地域包括支援センター	-	240	512	17
合計	720	1,154	1,669	953

※平成29年度からなくなりました。

資料：矢板市 社会福祉課

(2) 障がい児の通所サービス

こども発達支援センターとして「たけのこ園」があります。

■こども発達支援センター「たけのこ園」利用実績

	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和元年度
利用人数	15人	12人	11人	5人
利用回数	494回	521回	521回	218回

資料：矢板市 社会福祉課

(3) 移動支援サービス

障がい者福祉タクシー事業においては、高齢者・障がい者ともに利用が増えてます。利用回数が増えている一つの要因として平成28年8月から1回の乗車料金が基本料金の2倍以上になった場合、1回の乗車で2枚使用できるようになったことが考えられます。

リフト付きワゴン車の貸出事業においても、貸出回数が5年前に比べて2倍以上となっている状況です。

令和元年度から利便性の向上のため、2台目の車イス対応軽ワゴンを配置しました。

■福祉タクシー事業の利用実績

(単位：回)

	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和元年度
障がい者利用回数	4,514	5,384	5,100	6,444
高齢者利用回数	3,416	4,026	4,999	13,929
合計	7,930	9,410	10,099	20,373

資料：矢板市 社会福祉課

■リフト付きワゴン車貸出状況

(単位：回)

	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和元年度
貸出回数	49	52	25	52

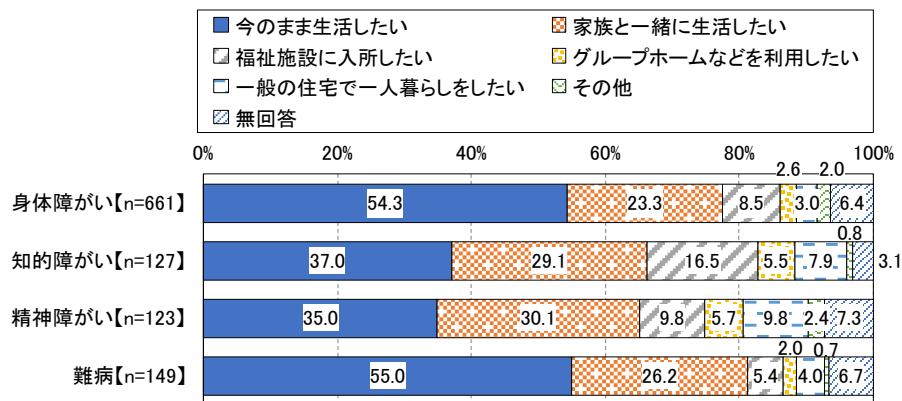
資料：矢板市 社会福祉課

6 アンケート調査結果のまとめ

①将来の暮らし方について

- 将来、どのように生活したいと思うかを尋ねたところ、障がい別にみると、全ての障がい者で「今のまま生活したい」が最も多く、特に、身体障がい者、難病認定者では5割を超えています。
- 今後は、施設入所者の地域移行や在宅で生活している方が在宅生活を継続することができる訪問系サービス等の提供体制の充実を図る必要があります。

■将来、どのように生活したいと思うか（最も望むもの1つ）

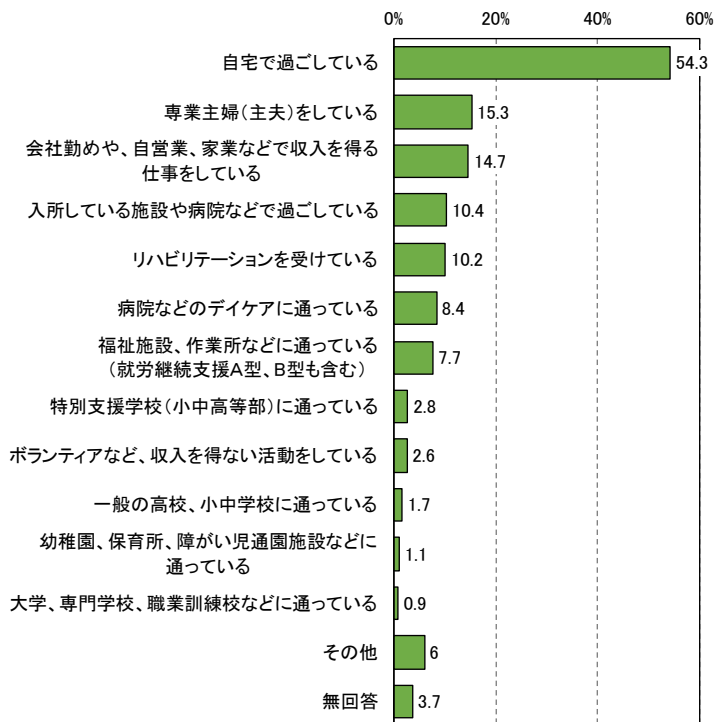


資料：障がい福祉に関するアンケート調査

②日中の過ごし方について

■日中の過ごし方

- 平日の日中の過ごし方は「自宅で過ごしている」の割合が最も高くなっていますが、アンケート回答者の高齢者の割合が高いことが一因として考えられます。



全体【n=924】

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

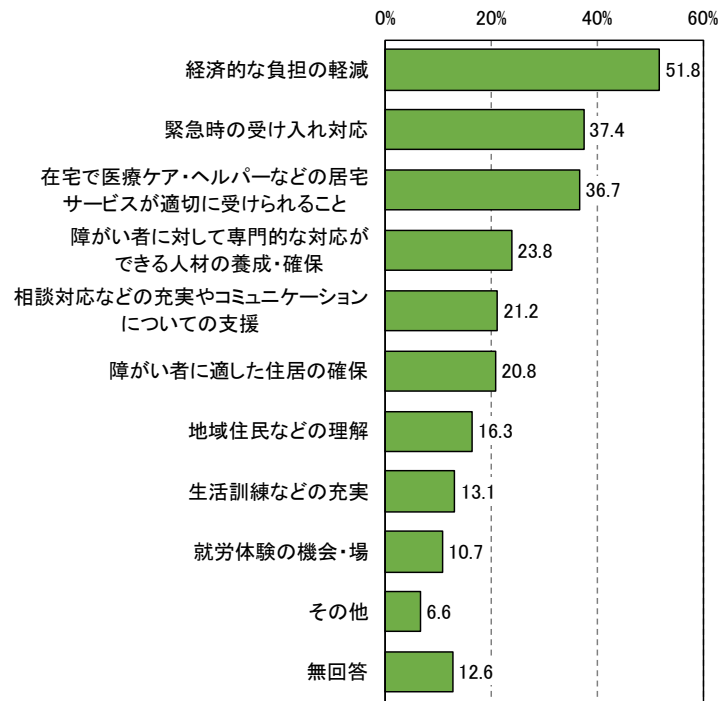
③地域で生活するために必要な支援について

○地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うかを尋ねたところ、「経済的な負担の軽減」が51.8%で最も多く、次いで「緊急時の受け入れ対応」が37.4%、「在宅で医療ケア・ヘルパーなどの居宅サービスが適切に受けられること」が36.7%、「障がい者に対して専門的な対応ができる人材の養成・確保」が23.8%となっています。

○障がい別にみると、すべての障がい者で「経済的な負担の軽減」が最も多く挙げられています。そのほか、知的障がい者では「生活訓練などの充実」、「相談対応などの充実やコミュニケーションについての支援」、「障がい者に適した住居の確保」なども比較的多く挙げられています。

○障害年金や各種手当についての情報提供、障がい福祉サービスの内容や利用方法、利用者負担額等の周知を図るとともに、障がいの特性に応じた支援が大切であると言えます。

■地域で生活するために必要な支援（複数回答）



全体【n=924】

■障がい区分別（3障がい+難病認定）上位回答のみ

	経済的な負担の軽減	緊急時の受け入れ対応	在宅で医療ケア・ヘルパーなどの居宅サービスが適切に受けられること	障がい者に対して専門的な対応ができる人材の養成・確保	相談対応などの充実やコミュニケーションについての支援	障がい者に適した住居の確保	地域住民などの理解	生活訓練などの充実
身体障がい【n=661】	48.4%	36.0%	40.2%	21.2%	17.4%	19.8%	12.3%	9.7%
知的障がい【n=127】	52.8%	44.1%	28.3%	38.6%	34.6%	33.9%	33.1%	35.4%
精神障がい【n=123】	61.0%	22.8%	29.3%	35.0%	30.1%	27.6%	23.6%	15.4%
難病【n=149】	55.7%	43.0%	40.3%	21.5%	18.8%	20.8%	14.8%	10.7%

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

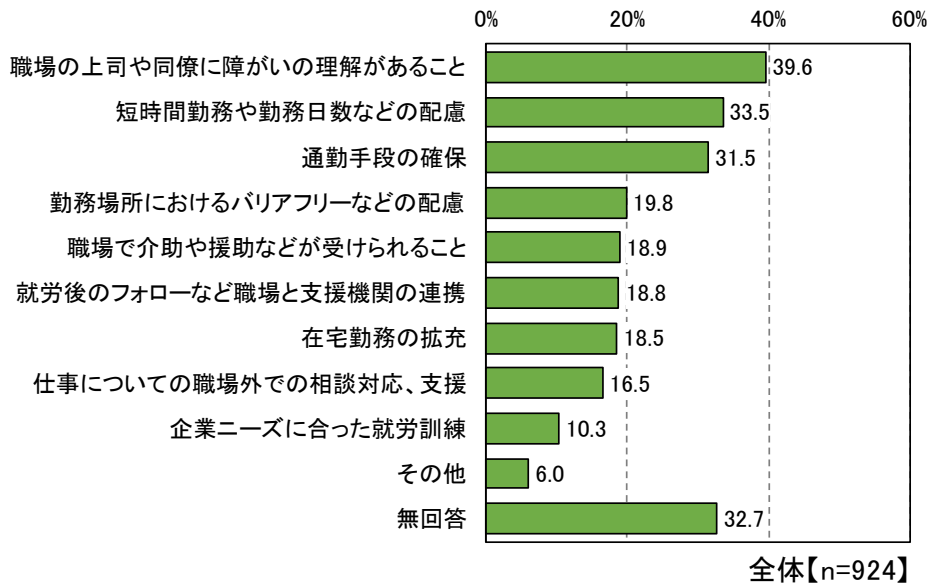
④障がい者の就労支援として必要なことについて

○障がい者の就労支援として必要なことについては、全体では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」、「通勤手段の確保」となっています。

○障がい別にみると、身体障がい者、精神障がい者、難病認定者では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」となっています。一方、知的障がい者では「通勤手段の確保」が最も多く、「職場で介助や援助などが受けられること」や「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」なども他の障がい者と比べて比較的多く挙げられています。

○今後も障がいの状態や特性を企業へ周知し、就職した障がい者が職場に適応して就労できる環境づくりが求められています。

■障がい者の就労支援として必要なこと（複数回答）



■障がい区分別（3障がい+難病認定）

	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	短時間勤務や勤務日数などの配慮	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	職場で介助や援助などが受けられること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	在宅勤務の拡充	仕事についての職場外での相談対応、支援	企業ニーズに合った就労訓練
身体障がい【n=661】	34.2%	29.3%	27.4%	20.4%	16.2%	14.2%	16.6%	11.8%	6.2%
知的障がい【n=127】	48.0%	42.5%	53.5%	18.9%	39.4%	34.6%	12.6%	29.9%	21.3%
精神障がい【n=123】	48.0%	41.5%	33.3%	11.4%	10.6%	22.0%	21.1%	31.7%	17.1%
難病【n=149】	40.3%	34.9%	27.5%	26.8%	18.1%	16.8%	22.8%	13.4%	8.7%

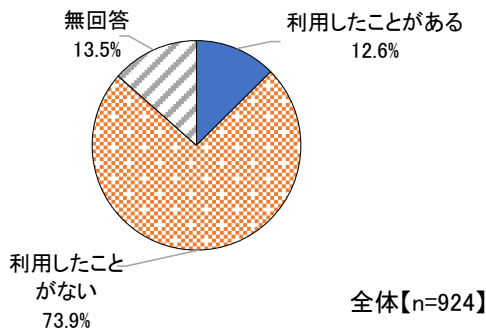
資料：障がい福祉に関するアンケート調査

⑤相談窓口・各種制度の周知について

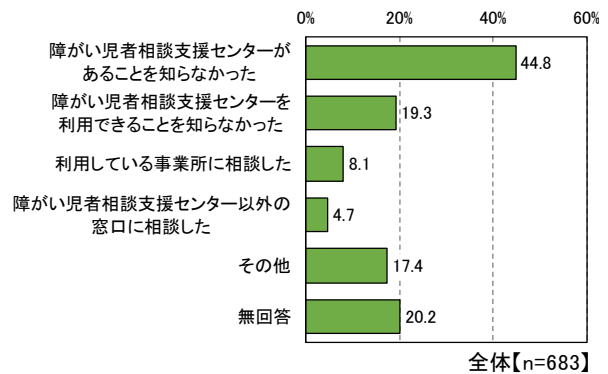
○市の相談窓口である矢板市障がい児者相談支援センターをはじめ、矢板市虐待防止センター、成年後見制度の利用割合や認知度はいまだに低く、その所在や支援内容、制度内容についての周知が十分にされていない状況と言えます。

○今後は、市内の相談機関や各種制度はもとより、障がい福祉に関する各種制度や県内に多数ある各種相談窓口について、情報を必要としている人に効果的に情報を届けるための手段を早急に検討していく必要があります。

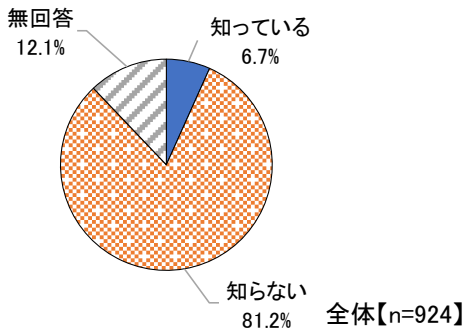
■矢板市障がい児者相談支援センターの利用経験



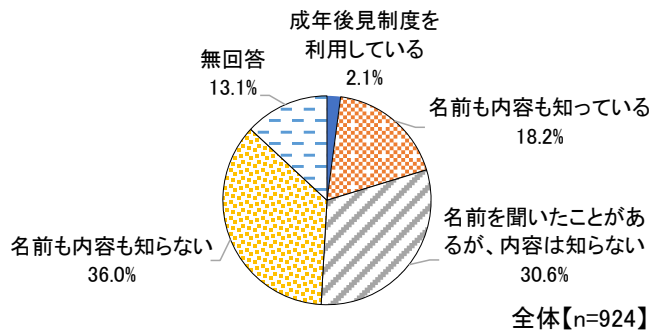
⇒センターを利用したことがない理由



■矢板市虐待防止センターの認知度



■成年後見制度の認知度



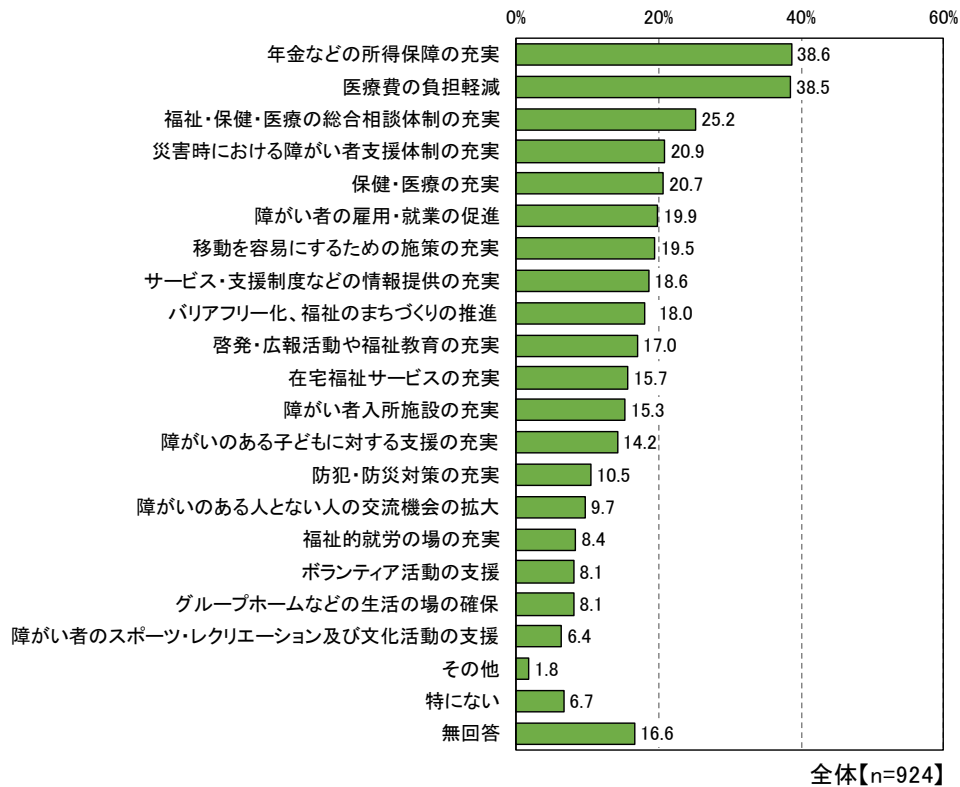
資料：障がい福祉に関するアンケート調査

⑥市が一層取り組んでいくべきこと

○障がいのある人が暮らしやすくなるために、充実してほしいことを尋ねたところ、全体では「年金などの所得保障の充実」が最も多く、次いで「医療費の負担軽減」、「福祉・保健・医療の総合相談体制の充実」となっています。

○障がい別にみると、知的障がい者では「年金などの所得保障の充実」と「障がいのある子どもに対する支援の充実」がほぼ同じ割合で最も多く、精神障がい者では「年金などの所得保障の充実」が最も多く、次いで「障がい者の雇用・就業の促進」、「医療費の負担軽減」が挙げられており、障がい別で差がみられます。

■障がいのある人が暮らしやすくなるために、充実してほしいこと（複数回答）



■障がい区分別（3障がい+難病認定）

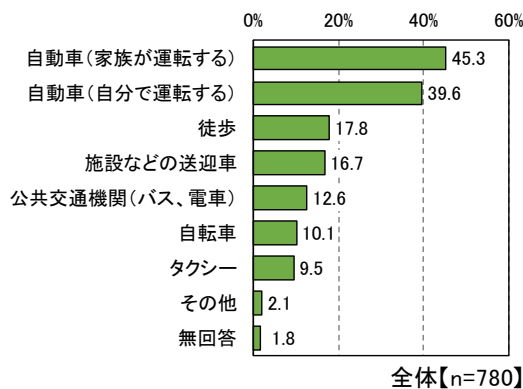
	年金などの所得保障の充実	医療費の負担軽減	福祉・保健・医療の総合相談体制の充実	災害時における障がい者支援体制の充実	保健・医療の充実	障がい者の雇用・就業の促進	移動を容易にするための施策の充実	サービス・支援制度などの情報提供の充実	バリアフリー化、福祉のまちづくりの推進	啓発・広報活動や福祉教育の充実
身体障がい【n=661】	37.8%	36.8%	23.8%	21.6%	19.4%	14.1%	20.4%	18.2%	19.2%	14.7%
知的障がい【n=127】	33.1%	23.6%	31.5%	26.0%	18.9%	28.3%	18.1%	20.5%	16.5%	22.8%
精神障がい【n=123】	49.6%	41.5%	27.6%	13.0%	16.3%	43.1%	16.3%	18.7%	8.1%	22.0%
難病【n=149】	40.3%	47.7%	26.8%	24.2%	28.2%	16.8%	20.8%	24.8%	27.5%	16.1%
	在宅福祉サービスの充実	障がい者入所施設の充実	障がいのある子どもに対する支援の充実	防犯・防災対策の充実	障がいのある人とない人の交流機会の拡大	福祉的就労の場の充実	ボランティア活動の支援	グループホームなどの生活の場の確保	障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動の支援	特になし
身体障がい【n=661】	15.7%	13.5%	10.9%	9.5%	8.2%	3.6%	8.0%	6.1%	5.1%	7.1%
知的障がい【n=127】	17.3%	28.3%	32.3%	10.2%	23.6%	26.0%	13.4%	18.9%	13.4%	7.1%
精神障がい【n=123】	16.3%	20.3%	11.4%	8.1%	8.1%	16.3%	10.6%	11.4%	6.5%	4.1%
難病【n=149】	16.1%	18.8%	14.8%	12.8%	9.4%	8.1%	8.7%	8.1%	6.0%	8.1%

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

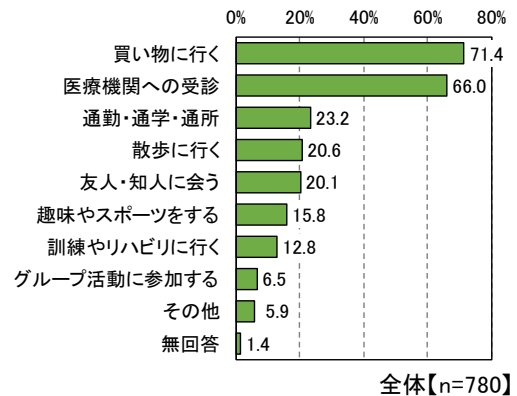
⑦外出支援について

- 外出時の交通手段は「自動車」が最も多く、外出時に困っていることに関する自由回答では、将来的な不安（車に乗れなくなった時のこと）が多く挙げられました。
- 外出の目的については、「買い物」や「医療機関への受診」など、日常生活に必要不可欠な内容が多くなっています。
- 今後、引き続き交通手段の充実を図るとともに、障がい福祉サービスの行動援護や地域生活支援事業の移動支援の充実により、同伴者を確保できる環境を整える必要があります。
- 外出先で困ったときの支援（自由記述）では、主に「建物・駅などの階段」「トイレ」など、外出に対する不安があることがうかがえるため、公共施設の整備をはじめ、市民が障がいに対する理解を深め、地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

■外出時の交通手段（複数回答）



■外出目的（複数回答）

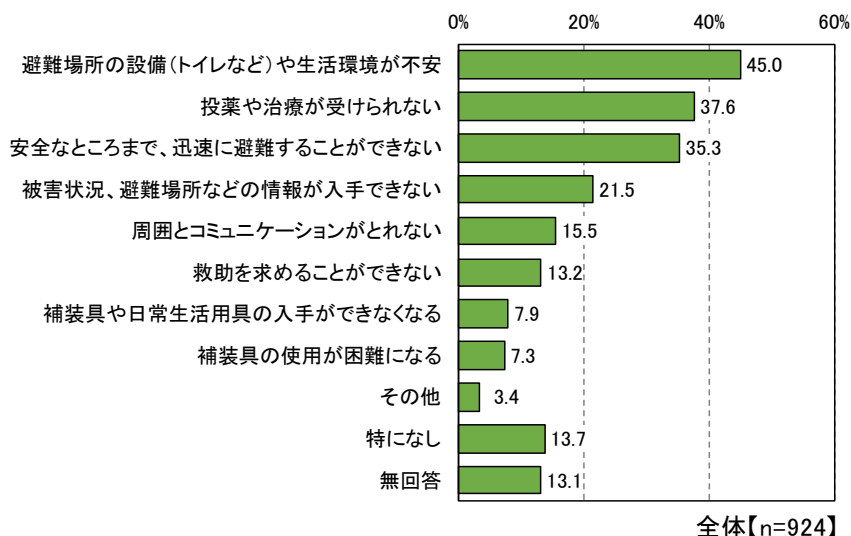


資料：障がい福祉に関するアンケート調査

⑧災害時の備え

- 災害時に困ることとしては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も多く挙げられています。
- 障がい別にみると、身体障がい者、精神障がい者、難病認定者では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」などが上位に挙げられている。知的障がい者では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」、「救助を求めることができない」などが上位に挙げられています。
- 障がい者など災害時要支援者対策の充実を図ることは大きな課題となっています。災害時における連絡体制や施設整備を含め効率的な避難支援体制の確保とともに、平常時から支援を必要とする方の状況把握、地域住民が相互に協力しあえる体制づくりや、近隣住民等による支援体制が必要であると言えます。

■災害時に困ること（複数回答）



■障がい区分別（3障がい+難病認定）

	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	投薬や治療が受けられない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	救助を求めることができない	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	補装具の使用が困難になる	特になし
身体障がい【n=661】	44.5%	36.2%	38.3%	21.2%	12.3%	12.0%	9.8%	9.7%	12.6%
知的障がい【n=127】	55.1%	26.0%	45.7%	26.8%	41.7%	33.1%	10.2%	3.1%	11.0%
精神障がい【n=123】	48.0%	47.2%	23.6%	21.1%	19.5%	9.8%	4.1%	4.1%	15.4%
難病【n=149】	45.6%	51.7%	36.2%	20.1%	13.4%	10.7%	6.0%	6.7%	15.4%

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

⑨情報入手、相談窓口

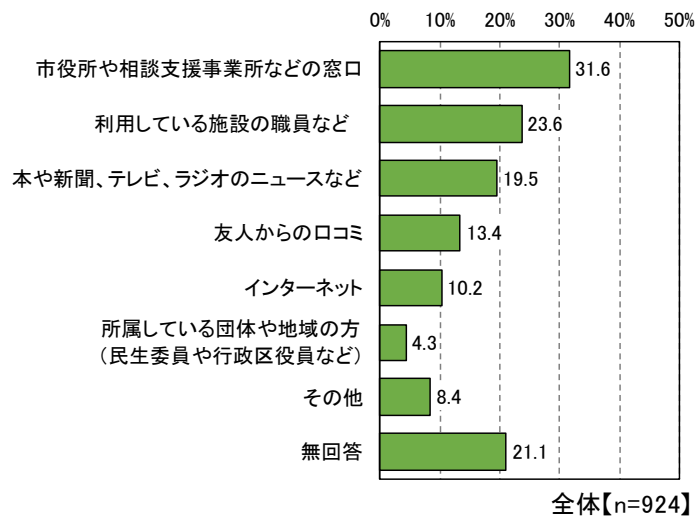
○サービス情報の入手経路については、「市役所や相談支援事業所などの窓口」、「利用している施設の職員など」、「本や新聞、テレビ、ラジオのニュースなど」、「友人からの口コミ」などが多くなっています。

○障がい別にみると、身体障がい者、難病認定者では「市役所や相談支援事業所などの窓口」が最も多くなっています。精神障がい者では「市役所や相談支援事業所などの窓口」と「利用している施設の職員など」が同じ割合で最も多く挙げられています。知的障がい者では「利用している施設の職員など」が最も多くなっています。

○障がい者が必要な情報を得られるよう、主要な情報入手経路となっている窓口における情報提供の更なる充実を図るとともに仲間同士の相談の機会など、障がいの特性や相談内容に応じた支援体制が求められています。

○障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくため、自立支援と日常生活支援の基本となる相談支援は重要であることから、障がいのある人すべてが、それぞれが必要とするサービスや支援を受けられるよう、相談窓口の周知と相談しやすい体制の整備を図っていくことが必要です。

■障がい福祉サービスに関する情報をどこから得るか（複数回答）



■障がい区分別（3障がい＋難病認定）

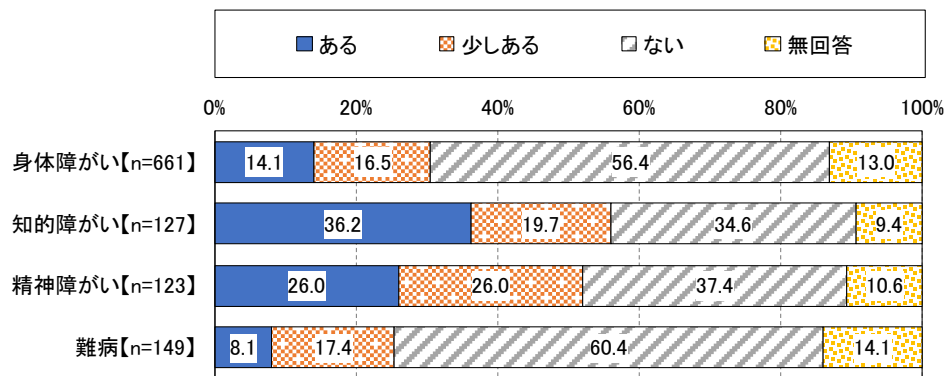
	市役所や相談支援事業所などの窓口	利用している施設の職員など	本や新聞、テレビ、ラジオのニュースなど	友人からの口コミ	インターネット	所属している団体や地域の方	その他	無回答
身体障がい【n=661】	31.8%	22.2%	20.3%	13.2%	7.3%	4.1%	8.5%	22.2%
知的障がい【n=127】	36.2%	48.0%	11.0%	20.5%	6.3%	4.7%	3.9%	15.0%
精神障がい【n=123】	24.4%	24.4%	21.1%	9.8%	18.7%	5.7%	8.1%	21.1%
難病【n=149】	37.6%	17.4%	21.5%	14.8%	14.8%	4.0%	9.4%	19.5%

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

⑩障がい者への差別や偏見、虐待

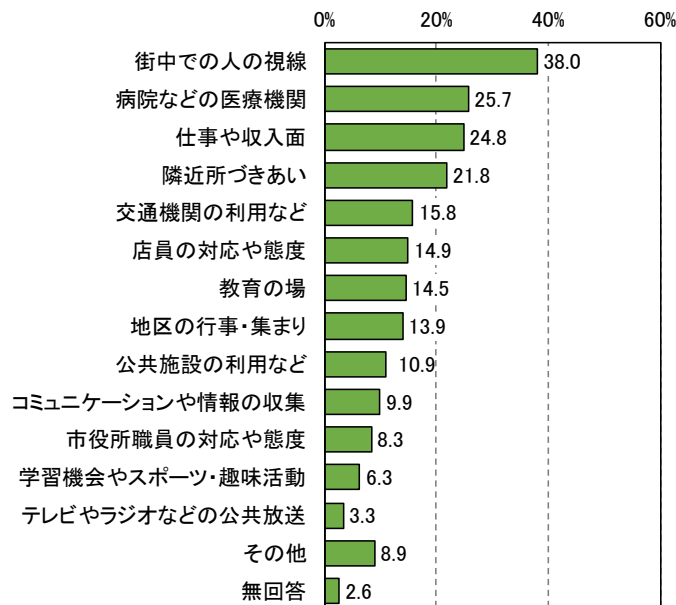
- いずれの障がい者についても「差別や嫌な思いをしたことがある」という回答が見られ、特に知的障がい者や精神障がい者は、日常生活においてまだ差別や偏見を受ける人が少なくありません。
- 差別や嫌な思いをした場面として「街中での人の視線」が最も多く、「病院などの医療機関」や「仕事や収入面」などの身近な場所においても差別を受けたり、嫌な思いをしており、周囲の理解の乏しさを感じています。
- 障がいや障がい者に対する周囲の理解を促進し、差別や偏見の解消を目指していくことが求められます。一方で、社会参加に向けた周囲の配慮や障がい者自身の積極性なども引き出していく必要があります。

■差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか（障がい区分別（3障がい+難病認定））



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

■どのような場面で差別や嫌な思いをしたか（複数回答）



全体【n=303】

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

⑪障がい者虐待の状況

○いずれの障がい者についても、「虐待を受けたことがある」という回答が見られることから、虐待の防止、早期発見・対応に向け、体制整備をはじめ市民への通報義務等の周知を図る必要があります。

■虐待を経験したことや身近で見聞きしたことがあるか（障がい区分別（3障がい+難病認定））

	虐待を受けたこと や見聞きしたことはない	虐待を受けた ことがある	身近な人から 相談を受けた ことがある	身近に虐待 を受けた当事 者がいる	その他	無回答
身体障がい【n=661】	59.6%	3.8%	2.0%	1.5%	4.1%	30.4%
知的障がい【n=127】	65.4%	3.1%	0.8%	1.6%	6.3%	22.8%
精神障がい【n=123】	49.6%	9.8%	2.4%	2.4%	6.5%	30.9%
難病【n=149】	65.8%	0.7%	2.0%	0.7%	1.3%	30.2%

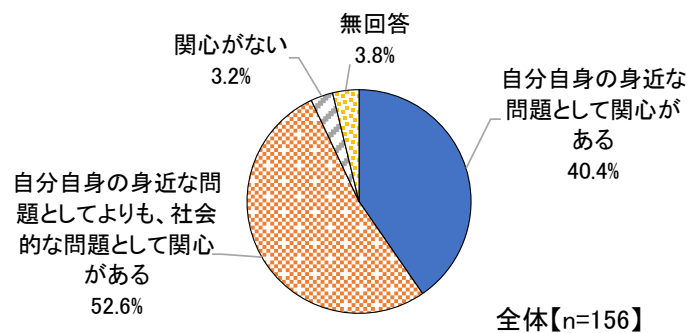
資料：障がい福祉に関するアンケート調査

⑫障がいのない人の意識

○障がいのある人に関心がある割合は93.0%と極めて高く、その関心の質については「自分自身の身近な問題として」よりも「社会的な問題として」の関心が多くなっています。

○福祉のまちづくりを推進していくために、障がい者のアンケート調査でも市民の障がいに対する理解促進への要望もみられることから、啓発・広報活動により、障がいに対する理解の促進や地域で支える福祉意識の向上が必要であると言えます。

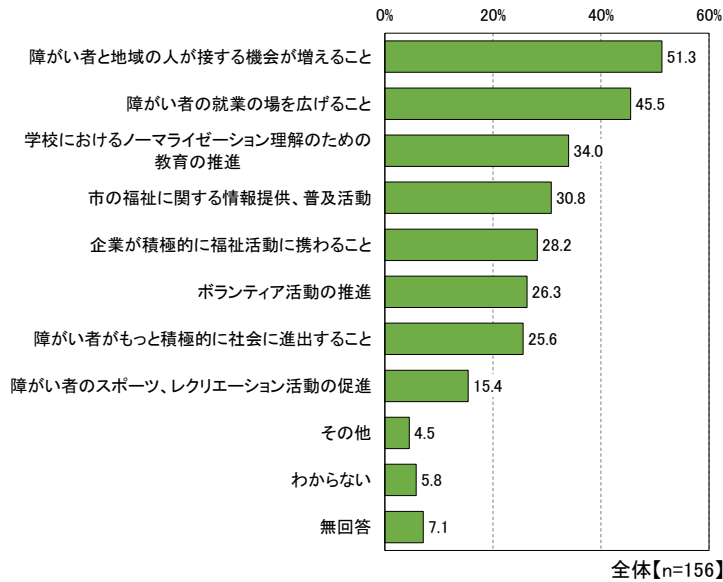
■障がいのある人にどのような関心があるか



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

○障がいのある人に対する理解をより深めるために必要なこととして、「障がい者と地域の人が接する機会が増えること」が最も多く、次いで「障がい者の就業の場を広げること」、「学校におけるノーマライゼーション理解のための教育の推進」などが挙げられています。

■障がいのある人に対する理解をより深めるために必要なこと（複数回答）

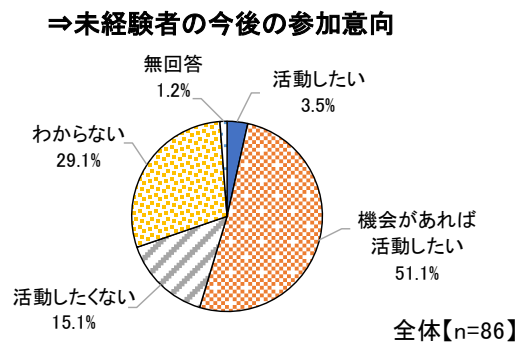
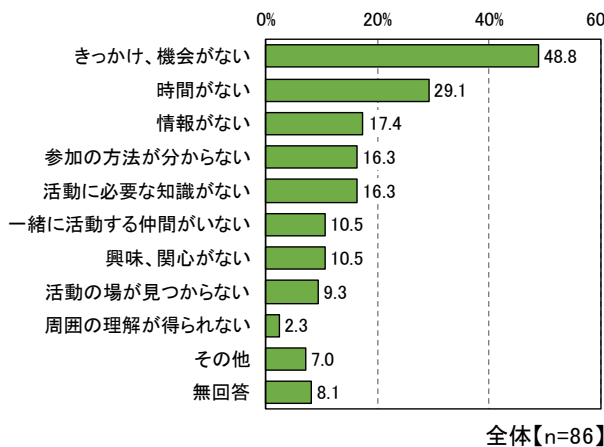


資料：障がい福祉に関するアンケート調査

○ボランティア活動をしたことがない理由を尋ねたところ、「きっかけ、機会がない」、「時間がない」、「情報がない」、「参加の方法が分からない」、「活動に必要な知識がない」などが多く挙げられています。また、ボランティア未経験者の今後の参加意向は「機会があれば活動したい」と回答しています。

○障がい者への関心は高まりを見せていますが、今後は、もっと自分自身の身近な問題としての意識の啓発を図ることが重要です。そのため、交流機会の充実やボランティア活動への参加促進に取り組んでいく必要があります。

■ボランティア活動をしたことがない理由（複数回答）



資料：障がい福祉に関するアンケート調査



第5次矢板市障がい者福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現に向けて取り組みを進めてきました。

本計画においても、従来の基本理念を継承し、以下を基本理念と定めます。

**ともにつくる、すべての人が
いきいきと生活できるまち・矢板**

すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生できる社会こそ、本市の考える地域社会のあるべき姿です。その実現のためには、すべての市民が障がいや障がいのある人に対する差別や偏見を無くしていくことはもちろん、理解を深め、正しい認識を持ち、障がい者への配慮や支援を普通のこととして日常的に行われることが望まれます。

この基本理念のもと、地域に暮らす互いの存在を認め合い・思いやり・支え合いながら、誰もがいきいきと暮らすことのできるまちづくりを、すべての市民と共に進めていきます。

2 計画の基本目標

今後の障がい者施策の課題や前計画である第4次計画の基本目標を踏まえ、第5次計画の基本目標として次の4つの目標を掲げます。

●基本目標1 障がい者の地域生活の基盤づくり

障がい者施策の目指すところは障がい者の自立であり、日常生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域社会での生活を保障するところにあります。

障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質（QOL[※]）の向上を図るとともに、関係機関が相互に連携しながら相談支援、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

※QOL：Quality of Lifeの略。

●基本目標2 障がい者の自立と社会参加を支える環境づくり

障がい児が、将来、社会に出て自立していきいきと生活していくためには、その子が持っている可能性を最大限に伸ばし、自分の力で生活するための基礎・基本を身につけることが重要です。そのため、障がい児一人ひとりが、自らの個性や教育的ニーズに応じて支援・指導を受けられる療育・教育環境の充実に努めます。

また、成人後も自立した生活を営むことができるよう、就労機会の拡充や就労環境の改善、スポーツ・文化芸術活動への参加の促進等により、障がい特性やライフステージに応じた障がい者の自立と社会参加が実現できる仕組みづくり・環境づくりを推進します。

●基本目標3 障がい者が生活しやすいまちづくり

障がいのある人が快適な生活を送るためには、障壁（バリア）のないバリアフリーのまちが求められます。さらに、障がい者の安全・安心の暮らしの実現のためには、地震や風水害などの自然災害への備えや詐欺などの犯罪への対策も不可欠です。

そのため、移動や住居など生活の場における物理的障壁の除去を図るバリアフリー化、交通環境の改善、防災・災害時対応や防犯のための対策など、障がい者が安心していきいきと生活できるまちづくりを推進します。

また、障がい者が感じる生き辛さは、障がいに原因があるのではなく、社会環境に原因があるという考えに立ち、社会的障壁の除去のため、障がい者のアクセシビリティ[※]向上の環境整備に向け、社会的障壁の除去に向けた各種の取り組みが必要です。

そのため、情報の取得やコミュニケーションにハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮を図りながら、障がい者の自立と社会参加を支援するため、情報提供や意思疎通支援の充実、情報環境のバリアフリー化を推進します。

※アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

●基本目標4 障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図るため、市民が障がい者への理解を一層深めることはもちろん、障害者差別解消法の趣旨に基づき障がい者への偏見や差別の解消、虐待防止、さらには障がい者の権利を守るための取り組みなどを総合的に推進することが求められます。

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の理念の普及を図るとともに、全ての市民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進するとともに、市民によるボランティア活動や合理的配慮[※]などの実践を促進します。

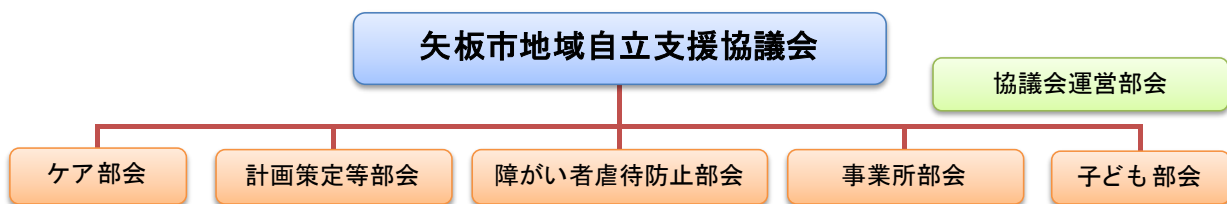
※合理的配慮：障がい者が、障がいの特性やそれぞれの状況によって生活の中で発生する困難さを取り除くために講じられる個別の調整や変更のこと。障がい者から何らかの助けの求めがあった場合、過重な負担にならない範囲で、可能な限り、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を図る。

3 重点的な取り組み

基本目標に沿った重点的な取り組みについては、第4次計画を踏襲して取り組んでいきます。

(1) 矢板市地域自立支援協議会の機能強化【担当課：社会福祉課】（基本目標1内）

対応困難事例への対応や関係機関のネットワークの中核機関である矢板市地域自立支援協議会に、6つの部会を設置しています。各部会には、それぞれの部会のテーマや性質における「障がい者を取り巻く地域の課題の抽出」、「課題の解決策の検討とその実践」などの役割を期待し、各部会の活動を通じた地域の問題解決の仕組みの定着を図ります。



協議会運営部会

○専門部会の設置、見直しに関すること

ケア部会

○各委員の所属機関での対応困難事例について協議、地域課題の検討

○障がい福祉に関する出前講座の実施

○フリースペース

計画策定等部会

○第5次矢板市障がい者福祉計画、第6期矢板市障がい福祉サービスプランのPDCAの実施

障がい者虐待防止部会

○虐待早期発見のチラシの配布と虐待についての講習会等の開催
※平成30年度より休会中

事業所部会

○市ホームページへの事業所情報の更新

※平成30年度より休会中

子ども部会

○医療的ケア児支援に関すること

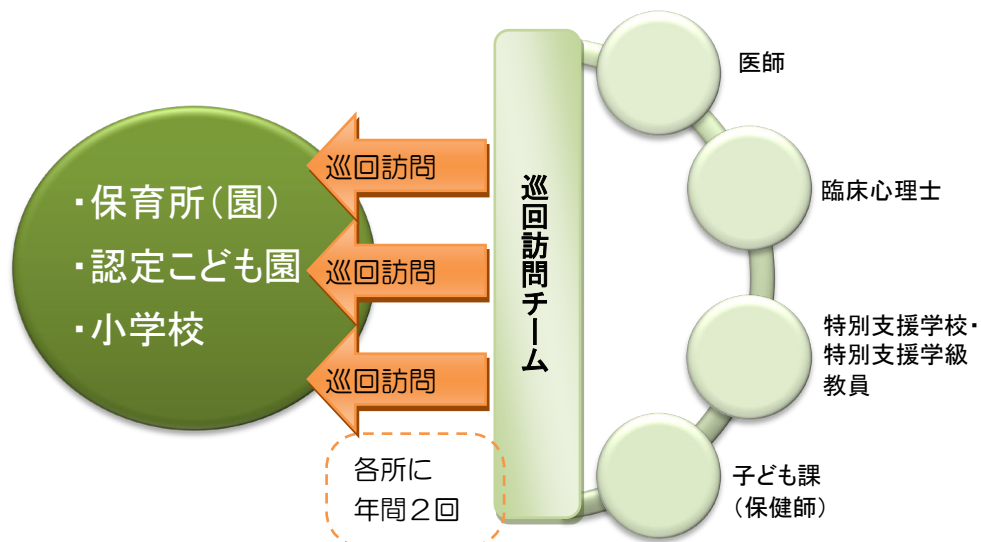
○医療的ケア児のためのガイドブック作成

(2) 矢板市幼・保・小連携巡回相談【担当課：教育総務課・子ども課・社会福祉課】（基本目標2内）

医師、臨床心理士、特別支援学校及び特別支援学級の教員、子ども課（保健師）等の専門家・関係者によりチームを編成し、保育所（園）・認定こども園・小学校の巡回訪問と相談支援を行う取り組みです。

巡回訪問を要請する保育所（園）・認定こども園・小学校に、年間で各2回の巡回訪問を実施し、現場の職員に対して、支援を必要とする子どもへの対応の仕方や問題解決の方法などについてアドバイスをを行います。

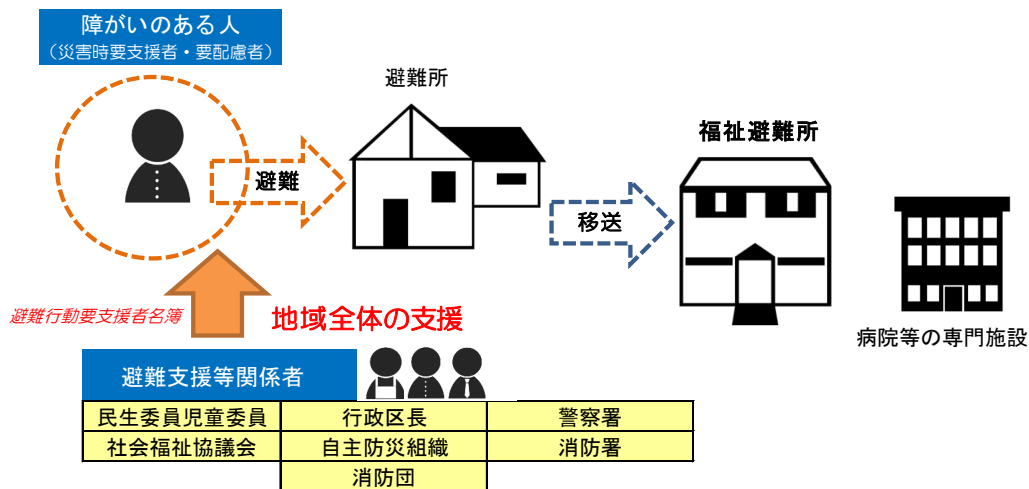
さらに、発達障がい等のある幼児、児童の状態や指導内容について、保育所（園）・認定こども園・小学校、教育総務課、社会福祉課の間で必要な情報共有を図り、進学時の引き継ぎや就学指導などにつなげていきます。



(3) 災害時の障がい者支援の体制づくり【担当課：社会福祉課・くらし安全環境課】（基本目標3内）

災害時の障がい者を支援する体制づくりとして、情報の把握に努め、「避難行動要支援者名簿」を作成・更新します。

消防署、警察、民生委員児童委員、行政区長等に名簿を提供し、社会福祉協議会、消防団、自主防災組織等を含めた避難支援等関係者との連携体制の構築を図り、具体的な個人情報に基づき支援します。一方で、「避難行動要支援者名簿登録制度」を知らないことが約半数を占める現状であることから、制度の周知を図り、登録を促進します。



(4) 障がい福祉出前講座（市民への啓発、理解の促進）【担当課：社会福祉課】

（基本目標4内）

障がいのない人が、障がいのある人を理解することは、一般的な知識・概念では困難であることから、体験を通じて市民の理解を促します。

障がい者も生活している地域社会において、多くの市民に、障がい者の存在や傷つきやすい気持ちを分かち合ってもらえるよう、矢板市地域自立支援協議会ケア部会が中心となって、障がい者福祉ボランティア等の協力を得ながら出前講座を実施します。

今後は、より多くの市民に対して、障がい及び障がい者への理解の促進と啓発を図るため、出前講座の実施回数の増加と参加者の拡大を推進します。

4 計画の体系

基本理念のもと、基本目標と展開する施策の関係を図に表すと以下のとおりとなります。

基本理念	基本目標	施策の方向性
ともにつくる、 すべての人がいきいきと生活できるまち・矢板	基本目標 1 障がい者の地域生活の 基盤づくり	1 相談支援体制の充実 2 障がい福祉サービス等の展開 3 保健・医療サービスの充実 (1) 健康づくり・障がい予防の推進 (2) 医療・リハビリテーションの充実 (3) 難病に関する支援の充実 4 障がい児支援の充実 5 生活安定・経済的自立の支援
	基本目標 2 障がい者の自立と 社会参加を支える 環境づくり	1 障がい児の教育環境の充実 2 就労支援の推進 (1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の場の充実 3 スポーツ・レクリエーション及び地域活動等の推進
	基本目標 3 障がい者が 生活しやすい まちづくり	1 障がい者に対応したまちの整備 (1) 生活環境のバリアフリー化と住まいの確保 (2) 移動支援と交通環境の充実 2 安心して生活できるまちづくり 3 情報・コミュニケーション環境の向上 (1) 情報提供の充実 (2) 意思疎通支援の充実と行政上の配慮
	基本目標 4 障がいのある人と ない人が共に生きる 地域づくり	1 福祉教育の推進と障がい者に対する理解の促進 2 ボランティア活動と地域福祉の推進 3 差別解消・虐待防止と権利擁護の推進

第2章 障がい者施策の展開

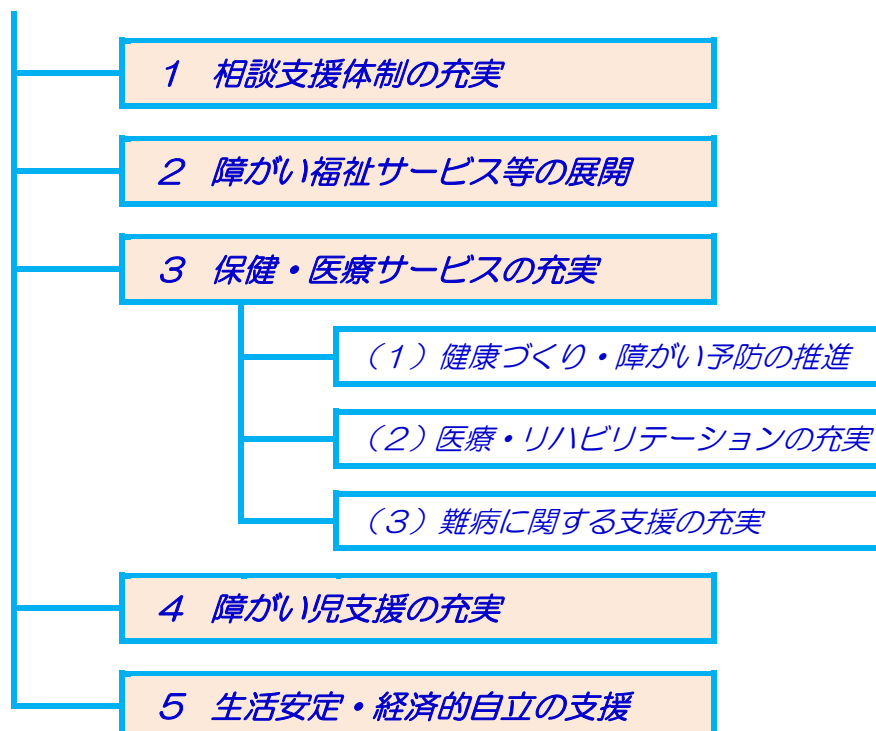
基本目標1 障がい者の地域生活の基盤づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らす上で、最も基本的であり根幹をなすサポートは相談支援と言えます。安心して気軽に相談できることが支援の入口となり、それぞれのニーズに応じた必要な支援やサービスを受けることができ、社会参加も促進されることとなります。さらに、経済的自立を支援する点では、制度に基づく年金等や手当の周知や支給を図ることも重要です。また、障がい者には、定期的な通院を必要とする人も多く、障がい者の保健・医療は、健やかな暮らしを送る上でとても重要な要素です。加えて、障がいを軽減するリハビリテーションもまた重要です。

本市では、疾病の早期発見・早期治療、疾病に伴う障がいの早期発見・早期対応を図るとともに、障がい者一人ひとりの保健・医療ニーズに応じた必要な情報提供や相談対応に努めています。特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な配慮が求められるほか、高次脳機能障がいの人には専門的な支援が求められます。なお、障がいの発生を予防する観点からは、保健対策や生活習慣病対策、心の健康づくりなどがあらゆる年代のすべての市民にとって重要と言えます。

今後も、障がい者が、保健・医療・リハビリテーションなどのサービスの適切な提供を受け、健康を維持増進させられるよう、関係機関との連携体制の強化に努める必要があります。また、障がいの発生を予防する観点から、心の健康づくりも含め、あらゆる年代のすべての市民の健康づくりを推進していくことが重要です。

▶ 施策の方向



施策の方向1 相談支援体制の充実

障がいのある人の年齢や障がいの状態、さらには家庭の状況などに応じ、それぞれが必要とする支援やサービスを受けられるよう、安心して気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】	
1	相談支援の充実【社会福祉課】	
	社会福祉課の窓口において、障がいのある方及びその家族等の相談支援を通じて、必要なサービスの利用や関係機関等へのつなぎ機能を果たすなど、障がい者本人やその家族に対するきめ細かな相談支援の充実に努めます。	
2	専門的な相談支援体制の整備【社会福祉課】	
	民間の相談支援事業所（「矢板市障がい児者相談支援センター」）への委託により、障がい者の特性に配慮した専門的な相談窓口の確保を図ります。 利用者のニーズに合わせたサービスを総合的に提供するため、市内及び広域の相談支援事業所との連携を図り、障害支援区分の認定調査、サービス等利用計画の作成などの支援体制の整備に努めます。	
3	障害者手帳の交付【社会福祉課】	
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付事務を行います。	
4	★矢板市地域自立支援協議会の機能強化★※【社会福祉課】	
	困難事例への対応や関係機関のネットワークの中核機関である矢板市地域自立支援協議会で、障がい者を取り巻く地域の課題の解決を図ります。	
5	心配ごと相談【社会福祉協議会】	相談員…民生委員児童委員
	住民の日常生活に関する相談に応じ、適切な助言及び援助を行います。 ●相談場所…きずな館	
6	無料法律相談【社会福祉協議会】	相談員…弁護士
	弁護士による無料法律相談を行います。（予約制） ●相談場所…きずな館	
7	成年後見相談会【社会福祉協議会】	相談員…司法書士
	障がい者や高齢者などの成年後見に関する専門家による無料相談を行います。（予約制） ●相談場所…きずな館	
8	ひきこもり、就労などの社会的自立に関する相談支援【社会福祉課】	
	ひきこもり、就労などの社会的自立に関する相談支援では、ひきこもりサポーター派遣事業の実施、関係機関との連携を図り、個人の状況に応じた継続的な支援を行います。また、矢板健康福祉センターと連携し、精神科医等による専門相談につなげるなど、自立、回復を促進します。	

※「★ ★」：重点的な取り組み

施策の方向2 障がい福祉サービス等の展開

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、各種福祉サービスの提供、補装具や日常生活用具等の給付を行います。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	<p>障がい福祉サービス等の提供体制の充実【社会福祉課】</p> <p>障害者総合支援法に基づく「障がい福祉サービス」、児童福祉法に基づくサービスの提供体制の確保・充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問系サービス：「居宅介護（ホームヘルプサービス）」「行動援護」など ●日中活動系サービス：「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」など ●居住系サービス：「共同生活援助」「施設入所支援」 ●相談支援：「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」 ●児童福祉法に基づくサービス：「児童発達支援」「放課後等デイサービス」など
2	<p>補装具費給付【社会福祉課】</p> <p>障がい者、難病患者等の日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具費の給付、修理を行います。（自己負担あり）</p> <p>対象者 身体障害者手帳を所持している方。指定難病の方</p>
3	<p>日常生活用具給付等事業【社会福祉課】</p> <p>在宅の障がい者、難病患者等の日常生活をしやすくするために、日常生活用具の給付を行います。（自己負担あり）</p> <p>対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。指定難病の方</p>
4	<p>身体障がい者訪問入浴サービス【社会福祉課】</p> <p>移動浴槽車を配車して、入浴介助を行い、身体障がい者が健康で安らかな生活を営むことができるように援助します。</p> <p>対象者 身体障害者手帳 1、2 級、独力での入浴が困難な方</p>
5	<p>福祉機器の貸し出し【社会福祉協議会】</p> <p>疾病、けが、障がい等により、一時的に福祉機器を必要とする方に、福祉車両、車いすの貸出を行います。</p>
6	<p>介護用品支給【社会福祉協議会】</p> <p>本市に在住の常時おむつを必要とする在宅者で、要介護4・5の高齢者及び重度心身障がい児者で、ストマ用装具給付対象外の障がい児者に対し、月 2,000 円の紙おむつ等、給付券を交付します。</p>

施策の方向3 保健・医療サービスの充実



(1) 健康づくり・障がい予防の推進

障がいの早期発見や障がいの予防のため、母子保健、学校保健において、健康診査や保健指導等を実施します。さらに、成人の生活習慣病対策として、保健事業や介護予防事業等を推進するとともに、心の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発や相談支援を行います。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	<p>妊産婦・乳幼児健康診査【子ども課】 相談員…医師・栄養士・保健師等</p> <p>妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査を実施し、妊産婦の病気や心身に障がいをもつ子どもの早期発見をし、早期治療や療育につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦健康診査 ●乳幼児健康診査 <p>(3か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児)</p>
2	<p>乳幼児訪問事業【子ども課】 相談員…保健師等</p> <p>育児支援や保健相談が必要と思われる乳幼児やその親を対象として訪問を行います。</p>
3	<p>乳幼児健康相談【子ども課】 相談員…医師・保健師・心理士等</p> <p>乳幼児健康相談を毎月実施するとともに、5歳児を対象に施設巡回発達相談を実施します。</p>
4	<p>ことばの相談【子ども課】 相談員…言語聴覚士</p> <p>言葉が遅い、コミュニケーションが取りづらい、発音が正しくできない、吃音等の心配を持つ子どもと保護者を対象に言語聴覚士による相談を実施します。</p>
5	<p>スクールカウンセラーの配置【教育総務課】</p> <p>小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の心の問題に関して相談を行い、暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見及び早期解決を目指します。</p>
6	<p>成人健康診査・保健指導・健康教室等【健康増進課】</p> <p>健康診査を実施し、個別指導が必要な市民に対しては、健康教室・健康相談・訪問指導等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査 ●各種がん検診 ●歯周疾患検診 ●30歳・35歳健診 ●胃がんリスク検診 ●特定保健指導 ●後期高齢者健診 ●骨粗しょう症検診 ●健康相談 ●肝炎ウイルス検査 ●健康教室
7	<p>心の健康相談事業【健康増進課】 相談員…医師、心理カウンセラー等</p> <p>気持ちが落ち込む、人間関係がうまくいかないなど、心のことで悩んでいる本人や家族を対象に相談事業を予約制で行います。</p>

(2) 医療・リハビリテーションの充実

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や医療費助成制度の普及と円滑な推進を図るとともに、リハビリテーションの利用促進に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	自立支援医療費給付【社会福祉課】 障がいの軽減や機能の回復のための医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を受けた際の医療費を給付します。（ただし、県で指定した医療機関とする）
2	重度心身障がい者医療費助成【社会福祉課】 重度の心身障がい者が、医療機関にかかった場合、支払った費用（保険診療分）を助成します。一部自己負担あり。
対象者	身体障害者手帳 1、2 級の方、療育手帳 A1、A2 相当の方、身体障害者手帳 3、4 級であって、療育手帳 B1 相当の障がいを重複している方
3	自立訓練【社会福祉課】 栃木県立リハビリテーションセンターと連携し、知識や能力向上により自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供を図ります。
4	高次脳機能障がい者への支援【社会福祉課】 高次脳機能障害支援拠点機関と高次脳機能障害地域支援拠点機関との連携を図り、高次脳機能障がいを持つ人や家族に向けた情報提供や相談対応等の支援を行います。

(3) 難病に関する支援の充実

難病の対象疾病は、令和元年7月1日現在 333 疾病に拡大されました。また、小児慢性特定疾病の対象疾病は令和元年7月1日現在 762 疾病となっています。難病関連の情報収集と情報提供に努め相談支援を行います。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	特定疾患福祉手当【社会福祉課】 治療の確立していない難病の方やその保護者の労苦を見舞うとともに、福祉の増進を図るため、特定医療費受給者証交付者に対し、年1回手当を支給します。
2	在宅の難病患者等に対する支援【社会福祉課】 難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の対象が拡大されたことから、その周知を図ります。在宅療養を続ける難病患者の生活支援のため、必要な障がい福祉サービスの利用支援や日常生活用具の給付等を行います。

施策の方向4 障がい児支援の充実

障がいの兆候がみられるなど、配慮を要する子どもを早期に必要な支援につなげるとともに、保護者の不安をできる限り軽減できるよう、個々の状況に応じた適切な支援を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	児童福祉法に基づくサービスの確保【社会福祉課】 児童福祉法に基づくサービスの提供体制の確保・充実を図ります。 ●児童通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援） ●児童相談支援 ●児童入所支援（福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援）
2	乳幼児発達相談事業【子ども課】 相談員…心理士等 乳幼児の身体や言葉のことで心配や不安があるときに、心理士等が相談に応じます。
3	障がい児保育の充実【子ども課】 保護者の労働又は疾病などにより保育を必要とする児童のうち、心身に障がいを有する児童を受け入れる保育所（園）に対し補助します。
4	障がい児の保護者等に対する支援【子ども課・社会福祉課・障がい児者相談支援センター】 障がいのある子どもを抱える保護者の不安を和らげることができるよう、庁内関係各課、関係機関との連携により、障がい児本人のみならず障がい児を持つ家族に対し、必要な療育から就学までの切れ目のない相談支援に努めます。
5	こども発達支援センター「たけのこ園」【たけのこ園・塩谷広域行政組合】 就学前の障がい児の福祉の増進を図るために、こども発達支援センター「たけのこ園」があります。心身の発達に遅れのある児童とその家族と一緒に通園し、療育訓練、生活指導などのサービスが受けられます。 ▼主な事業 専門指導（個別学習、口腔個別、作業療法、言語療法、就学、音楽療法）、体操教室、春の遠足、いちご狩り、リンゴ狩り、卒園遠足、誕生会、クリスマス会、交流保育、ふれあい交流、交通安全指導、歯科検診、保護者研修会など
6	音楽療法の推進【社会福祉課】 専門の講師がリトミック（音楽やリズムに合わせてのダンスや手遊び）などの音楽療法プログラムを実施し、障がいのある子どもとない子どもが音楽を通じて共に集える場の充実を図ります。

施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

障がいのある人の暮らしを支える土台である年金制度や各種手当の支給制度について、その周知を図るとともに適切な運用に努め、障がいのある人とその家族等の生活の安定と経済的自立を支援します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	国民年金（障害基礎年金）の支給【大田原年金事務所・市民課】 国民年金に加入中に、初診日がある傷病で障がい者になり、一定の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が60歳から65歳になるまでに障がい者になったとき、または20歳前に初診日のある傷病で障がい者になったときに20歳から支給します。
2	特別障害給付金の支給【市民課】 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金を受給していない障がい者の人に、国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を鑑み、福祉的措置として支給します。
3	各種障害手当の支給【社会福祉課】 経済的負担軽減のため、本人もしくは養育者に手当を支給します。 <ul style="list-style-type: none"> ●障害児福祉手当：20歳未満の在宅の重度の障がい児 ●特別障害者手当：20歳以上の在宅の重度の障がい者 ●特別児童扶養手当：心身障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者 ●重度心身障害児者介護手当：日常生活の困難な重度身体障害児者及び重度知的障害児者を常時介護している者
4	税や各種割引・減免制度の周知【社会福祉課】 自動車税・自動車取得税等の減免、JR・バス・航空・タクシー運賃、有料道路通行料金などの割引、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度についての周知を図ります。
5	生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者を含む世帯を対象に資金を貸付け、自立支援を行います。 審査実施機関 栃木県社会福祉協議会 申請窓 口 矢板市社会福祉協議会

基本目標2 障がい者の自立と社会参加を支える環境づくり

障がいのある子どもが個性を發揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、早期の療育と一人ひとりのニーズに合った教育が重要です。

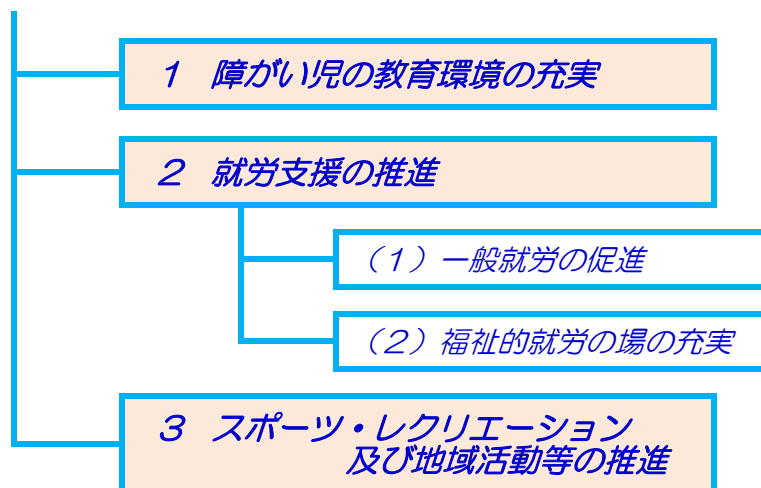
近年、社会全体として発達障がいというものに対する関心が高まってきました。本市では子育て世代包括支援センターを開設し、母子の健康づくりから、発達に遅れがみられる子ども等の早期療育に向けた支援、保護者へのサポートに努めています。子どもの能力や障がいに応じた特別支援教育の充実を図るとともに、ニーズに沿った就学や進路が選択できるよう、情報提供や相談支援を行っています。

障がいのある子どもが集団生活の中で共に成長していけるよう、今後も、交流機会の拡充、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育環境、相談支援体制、進路指導等の充実に取り組む必要があります。

また、障がい者とその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、障がい者の権利であり、自身の生きがいにもなります。本市では、管内のハローワークや相談支援事業所等との連携を図るとともに、主に福祉的就労を中心に障がい者の就労支援に努めてきました。一般就労が可能な障がい者については、本人の希望に応じた就労につながるようそれぞれの状態や状況に合った支援につなげていくことが求められます。

さらに、障がいのある人が社会参加の機会を得るということにおいては、その適性と能力に応じた就労を通して経済的な自立を図ることが極めて重要です。そのため、障がいのある人の能力や障がいの状況に応じた雇用・就労の場を増やすこと、障がいの状況に応じて必要な訓練や指導の充実が求められます。スポーツやレクリエーション、地域活動については、障がいのある子どもから大人まで、年代を問わずに重要な社会参加の機会となります。生きがいのある豊かな生活を送るためにも、積極的な振興を図る必要があります。

▶ 施策の方向



施策の方向1 障がい児の教育環境の充実

障がいのある子どもが、障がいのない子どもと共に学校生活を送れるよう、発達障がいも含めたさまざまな障がいに応じた特別支援教育を推進するとともに、就学支援や関係機関の調整に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	矢板市教育支援委員会【教育総務課】 障がいを持つ新学齢児、就学児の適切な就学についての審議を年2回行います。
2	★矢板市幼・保・小連携巡回相談★※【教育総務課・子ども課・社会福祉課】 医師、臨床心理士、特別支援学校及び特別支援学級の教員等がチームを編成して、保育所(園)・認定こども園・小学校を巡回訪問し、支援を必要とする子どもへの対応の仕方等についてアドバイスをを行います。
3	特別支援教育コーディネーターの配置【教育総務課】 小・中学校等において特別支援教育コーディネーターを配置し、相談対応等の校内指導体制の充実、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整を図ります。
4	特別支援教育の推進【教育総務課】 知的障がい、情緒障がい、聴覚障がい等の特別支援学級について、環境整備等を含めた充実を図ります。さらに、各小・中学校においては、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進します。
5	特別支援学校における交流と共同学習の推進【教育総務課】 特別支援学校に在籍する障がい児が居住する地域の保育所(園)・認定こども園・小・中学校において、交流活動を推進します。
6	教職員等研修の実施【教育総務課】 障がい児の普通学校への就学が増加している現状から、一般教職員の障がい児に対する理解を深めるための交流と研修の機会を設けます。
7	TT(ティーム・ティーチング)教員の配置【教育総務課】 障がいのある児童生徒も含めてきめ細かい授業を行うために、少人数指導員配置の無い小学校に対し、TT(ティーム・ティーチング)教員を配置します。
8	学校施設のバリアフリー化【教育総務課】 障がい児が支障なく学校生活を送れるよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。
9	学校外の活動場所の確保【生涯学習課・子ども課】 学校や教育委員会等との連携を図り、放課後子ども教室・児童館における障がい児の受け入れなど、放課後や長期休業時の障がい児の活動の場の確保に努めます。

※「★ ★」: 重点的な取り組み

施策の方向2 就労支援の推進



(1) 一般就労の促進

学校、企業、関係機関等との連携を図り、障がい者本人の適性や障がいの状況などに応じた一般就労ができるよう支援します。また、事業所や公共職業安定所など関係機関との連携により、事業所等に向けて障がい者雇用の啓発に努め、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	<p>関係機関との連携による職業相談【社会福祉課】</p> <p>公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉人材センターなどと各関係機関・施設等との連携を強化し、障がい者の雇用につながる情報交換やネットワークの構築と障がい者の職業相談に努めます。</p> <p>職業準備訓練のあっせん、職業実習先との調整・就職後の助言、雇用管理の助言、特別支援学校卒業生のフォローアップを行います。</p>
2	<p>就労移行支援事業【社会福祉課】</p> <p>障がい福祉サービスの就労移行支援事業の確保を図り、障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努め、障がい者の一般就労へとつながるよう支援します。</p>
3	<p>障がい者雇用の広報・啓発【社会福祉課】</p> <p>障害者雇用制度の趣旨の普及・啓発を図るとともに、商工会、関係機関との連携のもと、市内及び近隣の企業等に対して、障がい者の特性に合わせた職種・業務の創出と積極的な雇用を働きかけていきます。</p>
4	<p>障がい者の就労環境の向上のための広報・啓発【社会福祉課】</p> <p>障がい者が無理なく就労環境を整えていけるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解の促進を図ります。</p> <p>就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司・同僚等の理解の促進するための広報・啓発を行います。</p>

(2) 福祉的就労の場の充実

障がいにより一般就労が困難な人にとって、いわゆる「福祉的就労」は、働く場、訓練を受ける場として重要な役割を果たしていることから、福祉的就労の場の確保と就労環境の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	就労継続支援事業【社会福祉課】 障がい福祉サービスの就労継続支援事業の確保を図り、障がい者の福祉的就労の場の充実に努めます。
2	福祉的就労を担う団体・組織等への支援【社会福祉課】 障がい福祉サービス事業所のみならず、障がい者支援団体、障がい者家族会、体験事業所なども含め、福祉的就労を担う団体・組織等の活動を支援します。
3	障がい者施設等の販売機会等の拡大【社会福祉課】 市において随意契約可能な物品や役務の受注については、調達方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。 障がい者が製作した作品の販売や出店などについての計画・活動を支援するとともに、販売機会の拡大に努めます。

施策の方向3 スポーツ・レクリエーション及び地域活動等の推進



障がいのある子どもが、障がいのない子どもと共に学校生活が送れるよう、発達障がいも含めたさまざまな障がいに応じた特別支援教育を推進するとともに、就学支援や関係機関の調整に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	障がい者スポーツへの支援【社会福祉課・社会福祉協議会】 ビームライフルを用いたクレー射撃、フライングディスク、ペタンクなど、障がい者が気軽に楽しむことのできるスポーツ教室を支援します。 また、県内の身体・知的障がい者を対象とした「栃木県障害者スポーツ大会」の周知と参加促進を図ります。
2	フリースペース【社会福祉課】 障がいがある人やその家族が気軽に安心して集まり、自由に交流や相談をすることができる場所として、毎月1回「フリースペース」を開設する事業を実施します。
3	地域活動支援センター事業【社会福祉課】 障がい者又は障がい児を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センターⅡ型*事業所に対して補助を行います。 また、地域活動支援センター事業への参入を民間企業に対して働きかけていきます。
4	地域活動全般におけるノーマライゼーションの推進【社会福祉課】 地域におけるさまざまな活動において、障がい者が普通に参加できる地域社会を目指し、障がいのある人とない人との間の壁を取り払うための配慮や環境・体制づくりを推進します。
5	ピアカウンセリング【障がい児者相談支援センター】 障がいを持つ仲間と悩みを共有したり、仲間づくりをしたりするためのミニイベントを開催します。

※地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施

基本目標3 障がい者が生活しやすいまちづくり

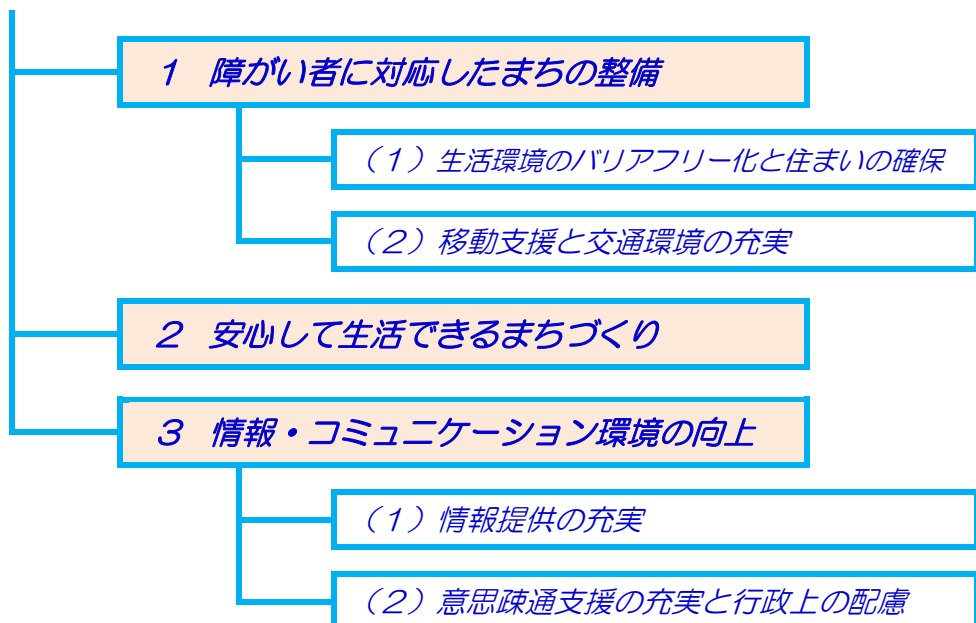
安全な生活環境づくりに関しては、住まいも含めた生活空間において、バリア（障壁）がなく、障がい者が円滑に行動できることはもちろん、災害時にも安心できる生活環境を整えていくことが重要です。本市では、公共性の高い建築物についてバリアフリー化を推進するとともに、外出支援や移動支援を通じた障がい者の社会参加の支援などを行ってきましたが、その対策は引き続き課題と言えます。

また、情報やコミュニケーションの面でも、障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や伝達を行うことができるような支援と環境づくりを推進する必要があります。行政上も、障がい者がその権利を円滑に行使することができるような配慮が求められます。

暮らしの安全・安心の面では、近年、東日本大震災をはじめ、全国各地で豪雨や台風による災害が数多く発生しており、多くの障がい者が災害に対する不安を募らせています。災害時における障がい者の不安として、避難所での生活、避難行動、薬の手配、トイレなどの生活環境が挙げられるなど、災害時に障がい者は特別な支援を要することから、避難所等の設備や地域の避難支援体制を平時から備えておくことが重要です。

また、近年社会問題化している消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、地域における防災・防犯対策を推進する必要があります。

▶ 施策の方向



施策の方向1 障がい者に対応したまちの整備



(1) 生活環境のバリアフリー化と住まいの確保

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、市内の公共的施設や道路など生活環境のバリアフリー化を推進します。

また、生活の拠点となる住まいについて、それぞれの障がいに配慮されたより良い住環境となるよう、改修の支援や選択肢の拡大に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	道路・交通安全対策の推進【建設課・都市整備課】 道路の歩道・車道の分離・段差解消、誘導ブロック敷設など障がい者の移動環境の整備、安全対策を推進します。
2	住宅改修の助成【社会福祉課】 障がい者の家庭生活を快適にするために住宅の一部を改修する場合、その費用の一部を助成します（日常生活用具給付等事業）。限度額あり。1回限り。
3	グループホームの確保【社会福祉課】 障がい者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの利用の促進を図るとともに、利用者のニーズを踏まえて、サービス提供基盤の充実に努めます。

(2) 移動支援と交通環境の充実

障がいのある人にとって、生活しやすく、より社会参加しやすい環境にしていくため、移動支援の充実を図るとともに、公共交通機関及び関連施設のバリアフリー化の働きかけを行います。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	移動支援等の充実【社会福祉課】 移動に支障のある障がい者が安心して利用できるよう、地域生活支援事業の移動支援事業や障がい福祉サービスの行動援護などを通じた同伴者を確保できる環境を整え、障がい者の外出の支援を図ります。
2	福祉タクシー【社会福祉課】 通常の交通機関を利用することが困難な重度の心身障がい者の社会参加促進を図るため、タクシー料金の一部を助成します。
対象者	矢板市に居住する、 ・身体障害者手帳 1、2 級の方、3 級で下肢・体幹の機能障がいの記載のある方 ・療育手帳 A1、A2 の方、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級の方 ・80 歳以上の高齢者
3	身体障がい者自動車運転免許取得費補助金交付事業【社会福祉課】 身体障がい者（要件あり）が運転免許の取得を希望する際に、その技術習得に要する経費を助成します。限度額あり。
4	身体障がい者用自動車改造費給付事業【社会福祉課】 重度身体障がい者の就労等社会復帰の促進のために、身体障がい者の所有する自動車を運転に適應するための改造費を助成します。限度額あり。
5	おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業（栃木県）【社会福祉課】 公共的施設に設けられている障がい者用の駐車場を、利用できる方を明らかにし、適正な利用を促進するため、県内に共通する利用者証を交付します。 また、民間の店舗などにも、障がい者用の駐車場を設置するよう推進します。
6	交通関係機関に対する働きかけ【社会福祉課】 障がい者の移動の円滑化を促進するため、誰もが安全に安心して利用できる交通機関の確保に努めます。 バスなどの公共交通機関における、ノンステップバスや超低床車両など、車椅子でも利用しやすい交通機関の充実を求めていきます。また、タクシー事業者には福祉タクシー等の障がい者の利用に対する更なる配慮を求めていきます。
7	リフト付きワゴン車の貸し出し【社会福祉協議会】 身体の不自由な人や高齢者などで、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、在宅福祉サービスの利用等のために移送用自動車を貸し出します。

施策の方向2 安心して生活できるまちづくり



障がいのある人が地域社会において、安心・安全に生活することができるよう、防災対策、防犯対策を推進します。

特に、災害時においては、障がい者は特別な支援を要することから、災害時の対応を想定した避難誘導體制の整備や避難所等における支援体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	地域防災計画の推進【くらし安全環境課】 「地域防災計画」により、災害時の障がい者支援対策を推進するとともに、障がい者への避難場所の周知や防災避難訓練の参加の促進を図ります。各地区の防災体制強化に向けて、自主防災組織の組織化を促進します。
2	★災害時の障がい者支援の体制づくり★*【社会福祉課・くらし安全環境課】 災害対策基本法を踏まえて「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、消防署、警察署、民生委員児童委員、行政区長等に名簿を提供します。 災害時において、避難行動要支援者を支援するため、近隣住民や関係機関との連携体制の構築を図り、具体的な個人情報に基づき支援します。
3	福祉避難所の確保【社会福祉課・くらし安全環境課】 災害時において、障がい者が必要なケアや物資の支給などの支援を受け、障がい特性に配慮された避難生活を送れるよう、体制等の充実を図ります。 ●市内4箇所設置：たかはら学園、やしお苑、ひだまりの里、つつじ苑
4	防犯対策の充実【くらし安全環境課】 警察との連携のもと、防犯意識の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。民生委員児童委員等の見守り活動を支援するとともに、自主的な防犯組織の育成と地域住民による防犯活動を促進します。
5	消費者トラブルの防止【くらし安全環境課】 警察、栃木県消費生活センターとの連携のもと、障がい者が不当な消費者犯罪などにまきこまれないように広報・啓発を行います。

※「★ ★」：重点的な取り組み

施策の方向3 情報・コミュニケーション環境の向上



(1) 情報提供の充実

障がいのあるすべての人に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報提供の媒体や方法、体制等の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	情報提供経路の拡充【社会福祉課】 施設や事業者、病院などは効果的な情報提供元としても期待できることから、配布物の設置や情報提供の協力を関係各所に要請します。
2	医療的ケア児のためのガイドブックの作成・配布【社会福祉課】 矢板市地域自立支援協議会子ども部会にて、相談の窓口、退院に向けての準備、福祉サービス、手当、災害時に備えての準備について等を掲載した「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」を作成、配布します。
3	声の広報【社会福祉協議会】 ボランティアグループ「さざ波」の支援を受け、広報「やいた」（月1回）、社協だより（年3回）、市議会だより（年4回）の内容を録音収録したCDを送付します。

(2) 意思疎通支援の充実と行政上の配慮

視覚や聴覚、音声・言語の障がいなど、情報の取得や意思疎通に大きな支障がある人に対し、情報利用やコミュニケーション支援を図ります。

また、選挙における障がいのある人への投票活動への配慮を図り、投票所のバリアフリー化の推進、代理投票や郵便等投票制度の周知・啓発と利用支援に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	コミュニケーション支援事業【社会福祉課】 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることが難しい障がい者等に、手話通訳者または要約筆記奉仕員の派遣を行い、障がい者の意思疎通を仲介します。
2	情報・意思疎通支援用具の給付【社会福祉課】 点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置などの情報収集や情報伝達、意思疎通を支援する用具を給付します。
3	障がい者と行政の対話の推進【社会福祉課】 身体・知的・精神障がい者が共に集う機会を捉え、障がい者の意見の聴取やニーズの把握を図るとともに、市政及び障がい者施策等に関する市の方針を説明し、相互理解の促進に努めます。
4	選挙の投票所における障がい者への配慮【選挙管理委員会】 各投票所において、点字投票やスロープを取り付けるなどのバリアフリー化を推進し、選挙しやすい環境づくりに努めます。 ●点字投票：点字投票用の投票用紙や点字器を用いた点字による投票
5	代理投票・郵便投票の周知【選挙管理委員会】 障がい者の選挙権の行使を保障するために認められている代理投票、郵便等による不在者投票の周知と利用支援を図ります。 ●代理投票：投票管理者に申請すると、補助者2名が定められ、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおりかどうか確認する ●郵便等による不在者投票 ：投票所に行くことができない重度の身体障がい者等が自宅で投票をし、選挙管理委員会に郵送する

基本目標4 障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり

人は、障がいの有無にかかわらず、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人として尊重されなければなりません。しかし、障がいや障がいのある人に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見は依然として存在しています。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、すべての住民が各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障がいや障がい者について理解の促進を図ることが重要です。

さらに今後は、公的な支援だけでなく、地域住民に支援の担い手として積極的な活躍が求められます。アンケートでは、障がい者を支援するボランティア活動の参加割合は2割程度であり、内容的にも偏りがみられることから、ボランティアの育成や実践を促していく取り組みも重要です。

▶ 施策の方向

1 福祉教育の推進と障がい者に対する理解の促進

2 ボランティア活動と地域福祉の推進

3 差別解消・虐待防止と権利擁護の推進

施策の方向1 福祉教育の推進と障がい者に対する理解の促進



障がいのある人に対する偏見をなくし、「心の壁」を取り除くため、障がいや「共生社会」の理念等について日常的な啓発・広報の充実を図ります。

幼少期から高齢期に至るまで、学校教育・社会教育を通じて、あらゆる年代における福祉教育を推進するとともに、地域における交流活動などの促進を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	学校教育における人権教育【教育総務課】 「人権教育のための世界計画」を踏まえた、県の人権教育の推進における教育等を実施します。
2	体験活動等の推進【教育総務課】 学校の総合的な学習の時間や地域の生涯学習等において、福祉体験活動や高齢者・障がいの疑似体験、障がい者との交流等を通じ、障がい及び高齢者・障がい者への正しい理解を促進します。
3	交流教育【教育総務課・社会福祉課】 「居住地校交流事業」として、特別支援学校の児童生徒と自分の居住する地域の学校との交流事業の充実を図ります。 また、「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関等の連携でボランティア活動など地域の体験学習の機会を提供するように図ります。
4	障がい等に関する正しい知識の普及・啓発【社会福祉課】 知的障がい、精神障がい、自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、難病、高次脳機能障がいなど、十分に理解が深まっていない障がい等について、正しい知識の普及と啓発を行います。
5	障害者週間等についての広報・啓発の推進【社会福祉課】 「共生社会」の理念や障害者週間（12月3日から9日まで）などの周知とともに、日常的に障がい者理解のための広報・啓発を推進します。
6	★障がい福祉出前講座★※【社会福祉課】 障がい者も生活している地域社会において、多くの市民が障がい者の存在や傷つきやすい気持ちを分かち合うため、矢板市地域自立支援協議会ケア部会委員が中心となって出前講座を実施します。

※「★ ★」：重点的な取り組み

施策の方向2 ボランティア活動と地域福祉の推進

障がい者や家族が必要とする多様な支援のニーズは、公的サービスではカバーしきれないことから、きめ細かな支援を行うためには地域住民やボランティアによる協力が不可欠です。

障がい者団体や家族会の活動をはじめ、各種支援に関わるボランティア活動の振興を図り、障がいのある人の地域支援体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	障がい者団体等の活動支援【社会福祉課】 障がい者団体や家族会等の活動の活性化に向け、助成や活動支援を行います。
2	手話奉仕員養成研修事業【社会福祉協議会】 聴覚障がいのある人との交流や市の広報活動の担い手となる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の手話表現技術の習得を目的とした研修事業を行います。
3	各種行事への障がい者参加の促進【社会福祉課】 市が主催する行事などにおいて、介助者や手話通訳者の配置など福祉的視点を取り入れて、障がい者が参加しやすいように配慮します。また、民間が開催する各種行事にも同様の配慮をするよう働きかけを行います。
4	ボランティアの活動支援と育成【社会福祉課】 地域福祉計画・地域福祉活動計画のもと、活動団体の支援やボランティア養成の強化を図ります。積極的な活動参加を促進するため、ボランティア意識の醸成のための広報・啓発を図るとともに、ボランティアグループの活動内容や参加方法に関する情報提供に努めます。 ボランティア活動が円滑に進むよう、社会福祉協議会等との協力・連携により、ボランティアネットワークの形成、ボランティア及びコーディネーター的な人材の育成などに取り組みます。
5	障がい者福祉ボランティア育成講座の開催【社会福祉協議会】 市民を対象に、障がい者福祉に関する知識等を学ぶ機会を提供し、各種障がい者福祉関連事業等で活動できる障がい者福祉ボランティアを育成します。
6	矢板市福祉まつり【社会福祉協議会】 障がいを持つ人もそうでない人も、子どもからお年寄りまでが、共に楽しみ、交流を深め、ボランティアのきっかけづくりの場を提供します。
7	矢板市福祉のつどい【社会福祉協議会】 矢板市の福祉発展のため、年1回、各福祉関係の団体・事業所・ボランティアが中心となり、市民全体が地域福祉の理解や認識を深め、笑顔を絶やさず健康で明るく過ごせる社会の実現を図ります。

施策の方向3 差別解消・虐待防止と権利擁護の推進



障がいのある人に対する差別や虐待について、その防止を図ることはもちろん、早期発見から適切な対応までの切れ目のない支援体制の充実に努めます。

また、障がいにより判断能力が不十分な人に対しては、地域の中で自立した生活を送ることができるよう権利擁護を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名及び内容【関係機関及び市担当課】
1	<p>障害者差別解消法への対応【社会福祉課】</p> <p>平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、国及び県と連携し、障がい者への差別の解消に関する啓発、障がい者差別解消支援地域協議会等の組織の充実に努めます。</p> <p>国の策定する基本方針に基づき、社会的障壁の除去が図られるよう、必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。</p>
2	<p>障害者虐待防止法の周知等【社会福祉課】</p> <p>障害者虐待防止法により、虐待の発見者に対する通報が義務づけられていることについて、住民及び関係者への周知を図ります。</p> <p>障害者虐待防止法に基づき、虐待に関する通報を受けた場合には家庭や施設・職場などに調査、指導等を行うなど適切な対応に努めます。</p>
3	<p>行政サービス等における配慮【全庁】</p> <p>行政職員等に対する障がい者に関する理解の促進に努めるとともに、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政サービス等における合理的な配慮に努めます。</p>
4	<p>虐待防止ネットワークの構築【社会福祉課・高齢対策課】</p> <p>本市における要保護児童対策地域協議会、矢板市地域自立支援協議会、地域包括支援センターの協力体制のもと、栃木県障害者権利擁護センター、警察署、消防署などと連携を図り、虐待の未然防止を図ります。</p>
5	<p>成年後見制度の周知・利用支援【社会福祉課】</p> <p>判断能力等が十分ではない方々が日常生活における損害を受けないよう、本人の権利を守るための制度の周知及び利用支援を図ります。</p> <p>※成年後見制度とは、判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者や認知症高齢者等の日常生活を法律的に保護する制度です。</p>
6	<p>とちぎ権利擁護センター・あすてらすやいた【社会福祉協議会】</p> <p>高齢者や障がい者の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活が送れるよう、暮らし、福祉などに関わるさまざまな相談に対応し、支援を行います。</p>



第 3 部

第6期矢板市障がい福祉サービスプラン

第1章 計画策定の視点

1 計画策定の趣旨

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に向け、次の7つの視点に留意して計画を策定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者と障がい児本人が必要とするサービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加が実現されるよう、自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む。）、難病等患者とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取り組みを推進します。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源の開発と活用を図り、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービスが提供される体制を整備する必要があります。例えば日中サービス支援型指定共同生活援助によって常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、市は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び断続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保【新規】

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組【新規】

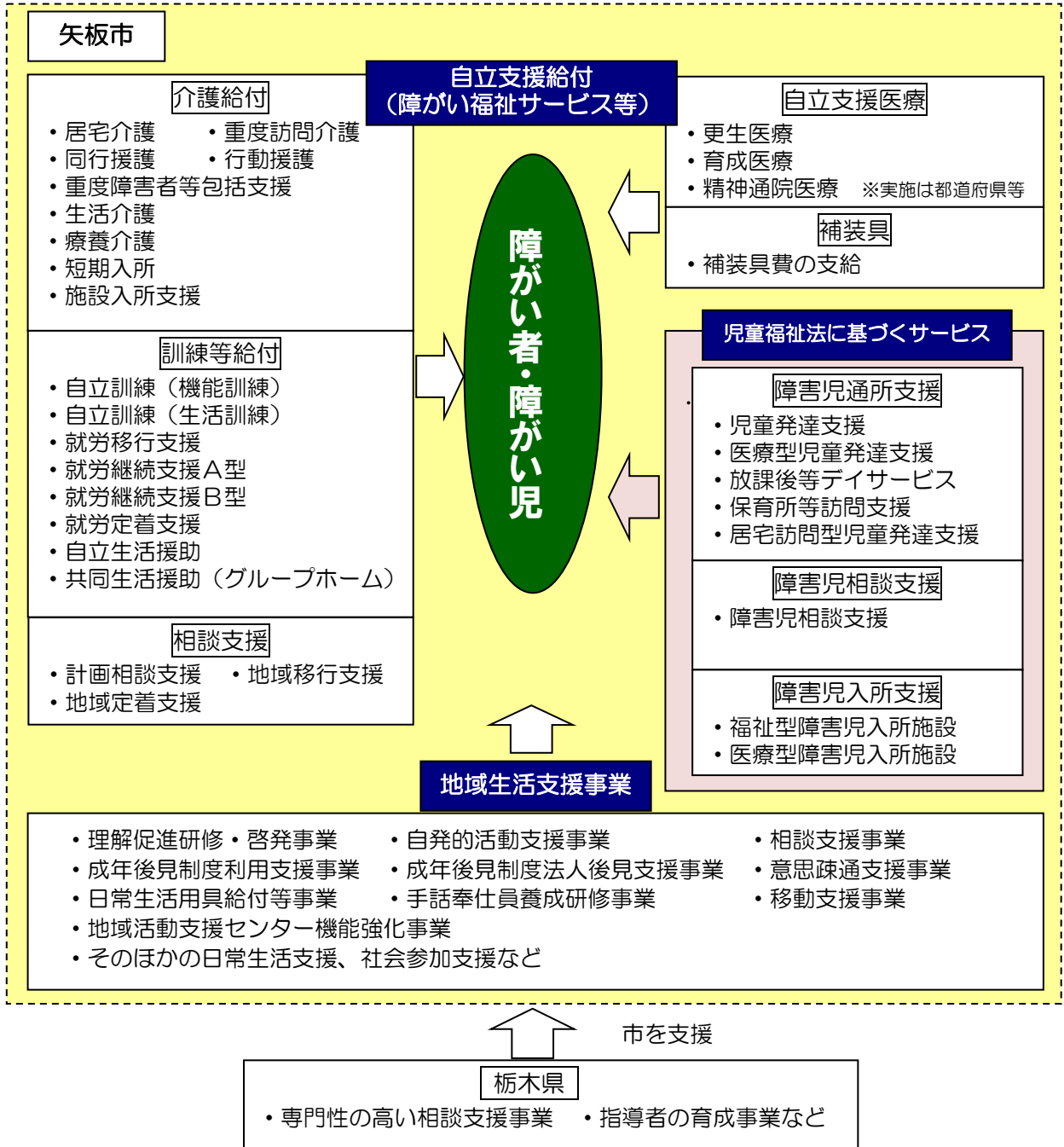
障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援します。特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

2 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障がい福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

3 計画の具体的な目標

第5期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和2年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

●国の基本方針

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。 ※継続入所者の数を除いて設定するものとする。

●栃木県の基本方針

- 国の目標の算出方法に準じるとともに、栃木県の特殊事情を勘案して算出する。
 - ア 栃木県の福祉施設入所者数は、全国平均に比べて重度者の割合が高いこと。
 - イ 第3～4期の実績を勘案して急激な地域移行は見込めないこと。

区分	項目と考え方	数値
第5期計画 の実績	①令和元年度末までの地域生活移行者数(※)	0人
	②令和元年度末現在の施設入所者削減数	3人
第6期計画 の目標	①令和5年度末までの地域生活移行者数 令和元年度末の施設入所者(37人)のうち共同生活援助(グループホーム)や一般住宅等へ移行する見込者数。37人×1.5%	1人
	②令和5年度末の施設入所者削減数 令和元年度末の施設入所者(37人)の現状維持	現状維持

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

○目標の達成に向けて、施設入所者に対する定期的な障がい支援区分の認定調査の際に、施設入所者の地域生活への移行の可能性について施設等と協議を行います。また、施設入所者の地域移行を進めるため、グループホーム等の居所確保と実情把握に努め、相談支援事業所や各種サービス提供事業所等と連携を図りながら、支援体制の整備を推進します。障がい福祉サービス等の社会資源の一層の充実を図り、地域移行後の生活支援に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	項目と考え方
第5期計画の実績	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築：協議の場を設定
第6期計画の目標	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築：協議の場の継続・充実

- 第5期計画では、国の基本方針を踏まえ、令和2年度末までに矢板市地域自立支援協議会または部会に協議の役割を付与しました。
- 第6期計画では、国の基本指針に基づき、矢板市地域自立支援協議会内に協議の場を設け協議の場とし、継続・充実します。
- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<p>●国の基本方針</p> <p>○地域生活支援拠点等について、各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。</p> <p>●栃木県の基本方針</p> <p>○市町村の区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制を整備する。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能とする。拠点の機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討をする。</p>

区分	項目と考え方
第5期計画の実績	地域生活支援拠点の整備について矢板市地域自立支援協議会で協議
第6期計画の目標	<p>地域生活支援拠点等の確保・充実</p> <p>国の基本指針に基づき、市または圏域において、1か所整備します。また年1回以上運用状況を検証及び検討します。</p>

- 障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の住み慣れた地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、緊急時の受け入れ態勢の確保、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、専門的人材の確保・養成、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。
- 令和5年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について、本市に立地する障がい者支援施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

●国の基本方針

- 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上、就労継続支援B型事業については概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。

区分	項目	数値
第5期計画の実績	①令和元年度の年間一般就労移行者数	1人
	②令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	4人
	③令和元年における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	-
第6期計画の目標	①令和5年度の年間一般就労移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績1人の1.27倍とします。	1人
	②令和5年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績1人の1.30倍とします。	1人
	③令和5年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績0人の1.26倍とします。	1人
	④令和5年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績0人の1.23倍とします。	1人

○第5期計画では、本市内には就労移行支援事業所がないことから、目標は設定しませんでした。

○第5期計画で、本市においては、平成30年度に1人、令和元年度に1人の移行実績があり、令和元年度の就労移行支援事業利用者数は7人となっています。

○令和3年度からは精神障がい者も法定雇用率の算定に組み込まれることから今後も一層の強化を図ります。

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

●国の基本方針

- 就労移行支援事業等(※)を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

区分	項目	数値
第5期計画 の実績	①令和元年度の就労定着支援事業利用者数	1人
第6期計画の 目標	①令和5年度の就労定着支援事業利用者数 国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人（1人）のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること	1人
	②令和5年度における全就労定着支援事業所数に占める就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	—

○第5期計画では、本市内に就労定着支援事業所がないことから、目標は設定しませんでした。

○第6期計画では、国の指針に基づき、平成30年度から新設された就労定着支援について、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としています。令和元年度の就労定着支援利用者は1人います。

○本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人（1人）のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

● 国の基本方針

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

区分	項目	項目
第1期計画の 実績	①児童発達支援センターの設置：圏域で確保	達成
	②保育所等訪問支援を利用できる体制：市単独で確保	未達成
第2期計画の 目標	①児童発達支援センターの設置：市単独で確保	1カ所
	②保育所等訪問支援を利用できる体制：市単独で確保	1カ所

○児童発達支援センターについては、国の基本方針を踏まえ、市内1カ所の事業所の整備を目指し、市内の児童発達支援事業所等に働きかけます。

○保育所等訪問支援の提供体制については、国の基本方針を踏まえ、市内1カ所の事業所の整備を目指し、市内の児童発達支援事業所等に働きかけます。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

●国の基本方針

○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

区分	項目	
第1期計画の実績	①児童発達支援事業所：圏域で確保	未達成
	②放課後等デイサービス事業所：圏域で確保	達成
第2期計画の目標	①児童発達支援事業所：圏域で確保	1カ所
	②放課後等デイサービス事業所：圏域で確保	継続して確保

○主に重症心身障がい児の児童発達支援事業所については、国の基本方針を踏まえ、県北障害保健福祉圏域で1カ所の設置を目指し、県及び県北圏域の市町と連携しながら整備を図ります。

○主に重症心身障がい児の放課後等デイサービス事業所については、国の基本方針を踏まえ、県北障害保健福祉圏域で1カ所の設置を目指し、県及び県北圏域の市町と連携しながら整備を図ります。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

●国の基本方針

○令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

区分	項目と考え方
第1期計画の実績	国の基本方針を踏まえ、平成30年度に矢板市地域自立支援協議会子ども部会を設置
第2期計画の目標	子ども部会の継続・充実

○医療的ケア児が抱える課題は、多分野にわたっており、必要なサービスも多岐にわたっています。医療的ケア児等コーディネーターと連携し、医療的ケア児等とその家族への支援体制の充実に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等 **新規**

●国の基本方針

○令和5年度末までに各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を行うことを基本とする。

①総合的・専門的な相談支援

○基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。

②地域の相談支援体制の強化

○相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取り組みを継続することを基本とします。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 **新規**

●国の基本方針

○県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

○利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

○栃木県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加に努めることを基本とします。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

○障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

第2章 障がい福祉サービス等の見込量と提供体制の確保

1 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

【訪問系サービス一覧】

サービス名	給付の種類	内容
居宅介護	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護※		常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、居宅等において、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービスです。
同行援護		視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護		知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等包括支援		介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

※重度訪問介護は、日常的に同サービスを利用する最重度の障がい者のために、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるよう、訪問先が医療機関にまで拡大されました。

▼第6期の見込量

(1か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用時間数)

第5期の計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	21人 336時間	20人 364時間	22人 352時間	24人 374時間	23人 368時間	23人 359時間
重度訪問介護	1人 80時間	0人 0時間	1人 80時間	0人 0時間	1人 80時間	0人 0時間
同行援護	2人 6時間	2人 17時間	2人 6時間	2人 33時間	2人 6時間	2人 31時間
行動援護	2人 60時間	0.1人 4時間	2人 60時間	0人 0時間	2人 60時間	0人 0時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
計	26人 482時間	22人 385時間	27人 498時間	26人 407時間	28人 514時間	25人 390時間
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
居宅介護	26人 392時間		28人 411時間		30人 431時間	
重度訪問介護	1人 80時間		1人 80時間		1人 80時間	
同行援護	3人 50時間		3人 50時間		3人 50時間	
行動援護	2人 60時間		2人 60時間		2人 60時間	
重度障害者等包括支援	0人 0時間		0人 0時間		0人 0時間	
計	32人 582時間		34人 601時間		36人 621時間	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を考慮して算出しました。
- 今後も、近隣市町の事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、利用を見込んでいませんが、新規参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量等に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」に加え、前回計画では「就労定着支援」が新設されました。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

(1) 生活介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	82人	81人	84人	82人	86人	84人
	1,722人日	1,590人日	1,764人日	1,632人日	1,806人日	1,660人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	85人		88人		91人	
	1,713人日		1,798人日		1,887人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18か月以内）行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	21人日	0人日	21人日	0人日	21人日	0人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	
	21人日		21人日		21人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績や県内の実施事業所の定員（実施事業所は「栃木県立リハビリテーションセンター障害者自立訓練センター（駒生園）」（定員30人）のみ）などを踏まえて横ばいで算出しました。

○障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(24か月以内)行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人 21人日	1人 20人日	1人 21人日	1人 2人日	1人 21人日	3人 41人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人 21人日		2人 42人日		2人 42人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練の現在の利用者数及び利用期間や近隣の事業所数、事業者から聴取した利用希望を踏まえて横ばいで算出しました。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(4) 就労移行支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24か月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	4人	5人	4人	5人	4人	5人
	72人日	88人日	72人日	97人日	72人日	93人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	6人 137人日		6人 137人日		6人 137人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、2年間の標準利用期間が規定されているサービスであることから新規利用と支給終了の両方を見込み、横ばいで算出しました。
- 就労アセスメントのための利用や短期間で一般就労につながることもあるため、実利用者数は横ばいですが、年間平均の利用者数は伸びていません。
- 今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、矢板市地域自立支援協議会を核としながら、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。

(5) 就労継続支援 (A型)

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他の必要な支援を行います。

▼第6期の見込量

(1か月当たり)

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	17人 357人日	17人 350人日	18人 378人日	21人 421人日	19人 399人日	23人 467人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	25人 513人日		27人 564人日		29人 620人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数を踏まえて増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 矢板市地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(6) 就労継続支援 (B型)

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	33人	37人	36人	42人	39人	45人
	561人日	637人日	612人日	744人日	663人日	829人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	47人 878人日		49人 930人日		51人 985人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績の伸びや市内及び近隣市町の事業所数、事業者から聴取した利用希望などを踏まえて算出しました。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 矢板市地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(7) 就労定着支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した方に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人	0.4人	2人	1人	2人	1人
	8人日	0.4人日	8人日	1人日	8人日	1人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	2人 8人日		2人 8人日		2人 8人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえて横ばいで算出しました。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(8) 療養介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	4人	4人	4人	4人	4人	4人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	4人		4人		4人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績、医療行為が必要な特殊なサービスであり、急な利用者増加は考えにくいことなどを踏まえて横ばいで算出しました。

(9) 短期入所（ショートステイ）

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	居宅において介護者の疾病その他の理由で、施設への短期間の入所が必要な障がい者（児）に、食事や入浴、排せつの介護など日常生活上の支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値		(1か月当たり)					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
		9人	15人	22人	17人	25人	16人
		171人日	139人日	198人日	152人日	225人日	154人日
第6期の見込み		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		福祉型		福祉型		福祉型	
		16人 150人日		17人 151人日		18人 152人日	
		医療型		医療型		医療型	
		1人 5人日		1人 5人日		1人 5人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数などを踏まえて増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後も必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

3 居住支援・施設系サービス

居住の場を支援するサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」に加え、前回計画から「自立生活援助」が新設されました。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

(1) 自立生活援助

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する方に対し、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から始まった新しい事業で、これまで利用実績はありませんでしたが、1人の利用を想定し算出しました。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している障がい者に、共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	26人	29人	29人	31人	32人	32人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	35人		39人		44人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後、入院中の精神障がい者や施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進され、グループホームの必要性が更に高まることが予想されるため、増加傾向で算出しました。
- 障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がいや精神障がいのある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要になります。今後も施設入所者や知的障がい、精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(3) 施設入所支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	33人	35人	33人	37人	32人	36人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	36人		36人		35人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進されていることから、令和5年度においては令和元年度から1人減で見込みました。

4 相談支援

(1) 計画相談支援

給付の種類	内容
計画相談支援給付	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	29人	28人	30人	41人	31人	44人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	45人		49人		53人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、障がい福祉サービスの利用者が増加している状況から増加傾向で算出しました。
- 障がい福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。
- 支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が適切に提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。

(2) 地域相談支援 (①地域移行支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	1人	1人	0人	1人	1人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成26年4月1日に施行された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、精神科病院における退院促進のための取り組みが強化されたことから、毎年度一定数の利用があると見込みました。

○精神科病院からの退院者等に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。

(3) 地域相談支援 (②地域定着支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対応を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	1人	1人	0人	1人	1人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込量については、地域移行支援利用者が地域定着支援を併せて（または地域移行支援の終了後に）利用することが考えられるため、地域移行支援利用者数と同数で見込みました。

○計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。

第3章 地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」、さらには市町村が地域の政策課題に対応するために実施する「地域生活支援促進事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 地域支援事業 (①必須事業)

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容
障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画・実績 (実施の有無)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	有	有	有	有	有	有
第6期の見込み (実施の有無)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	有		有		有	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○地域の住民等を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、研修会やイベントを開催します。

○事業実施の形式については、毎年検討し、柔軟に対応します。

(2) 自発的活動支援事業

内容
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

▼第6期の見込み

第5期の 計画・実績 (実施の有無)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	有	有	有	有	有	有
第6期の見込み (実施の有無)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	有		有		有	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○障がい者やその家族、地域の住民等による障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を営むための自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

内容
障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	0か所
住居入居等支援事業	無	無	無	無	有	無
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者相談支援事業		1か所		1か所	
	基幹相談支援センター		0か所		1か所	
	住居入居等支援事業		無		無	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 障害者相談支援事業については、障がいのある人からの相談に対応しています。身近なところでの相談体制を確保するため、相談支援事業所等と連携し、相談窓口のネットワーク化に努めます。
- 基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関が求められていることから、令和5年度に設置する予定です。
- 住宅入居等支援事業については、P71の地域生活支援拠点と併せて検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容	
成年後見制度の申立てができない状態にある場合の市長申立てによる支援や、その必要経費または後見人の報酬の全部または一部を助成します。	

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえて算出しました。
- 障がいのある人の「親なき後」のことを考え、地域包括支援センターや高齢者福祉部門等と連携し、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容	
成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。	

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実施の有無)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	無	有	無	有	無
第6期の見込み (実施の有無)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	有		有		有	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修の実施、法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などについて検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を設置して、聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するものです。

▼第6期の見込量

(派遣事業：1か月当たり/設置事業：年間)

第5期の 計画値・実績値		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第5期の 計画値・実績値	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	10人	5人	10人	5人	10人	6人
	手話通訳者設置事業 (実利用者数)	無	無	無	無	無	無
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
第6期の見込み	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	8人		9人		10人	
	手話通訳者設置事業 (実利用者数)	無		無		無	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 手話通訳者の派遣については、引き続き、民間事業者等に委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 要約筆記者の派遣については、引き続き、栃木県社会福祉協議会に委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 本市においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電気式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排せつ管理支援用具	ストマ装具など排せつ管理を支援する用具

▼第6期の見込量

(1年当たり)

第5期の 計画値 ・ 実績値		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
	介護・訓練支援用具	4件	2件	5件	2件	6件	2件	
	自立生活支援用具	8件	3件	8件	0件	9件	2件	
	在宅療養等支援用具	5件	4件	5件	5件	6件	1件	
	情報・意思疎通支援用具	6件	6件	7件	4件	8件	0件	
	排せつ管理支援用具	177件	164件	185件	162件	194件	170件	
	住宅改修費	1件	0件	1件	0件	1件	2件	
第6期の 見込み			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		介護・訓練支援用具	3件		4件		5件	
		自立生活支援用具	3件		4件		5件	
		在宅療養等支援用具	5件		6件		7件	
		情報・意思疎通支援用具	5件		6件		7件	
		排せつ管理支援用具	174件		178件		182件	
	住宅改修費	3件		4件		5件		

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○日常生活用具が必要な障がい者（児）への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ関係者に働きかけサービス提供の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容
意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (研修修了者数)	(1年当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	10人	3人	10人	11人	10人	0人
第6期の見込み (研修修了者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	10人		10人		10人	

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため中止

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和元年度にかけて、市が実施主体となり塩谷町と共同で手話奉仕員養成研修を実施しました。
- 令和元年度においては、研修の修了者13人のうち、11の方が矢板市手話奉仕員として登録しました。
- 第6期においては、矢板市社会福祉協議会に委託して手話奉仕員養成研修を実施します。
- 事業をより一層推進し、ボランティア等への登録者の増加を図れるよう事業を継続しながら、受講者の確保に努めます。

(9) 移動支援事業

内容
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

▼第6期の見込量

(1か月当たり)

第5期の 計画値・実績値 (実利用見込者数) (延べ利用見込時間)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	3人	2人	12人	3人	13人
	12時間	7.6時間	24時間	20.6時間	18時間	23時間
第6期の見込み (実利用見込者数) (延べ利用見込時間)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	14人		15人		16人	
	25時間		27時間		29時間	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度の利用実績の伸びを踏まえて、増加傾向で算出しました。
- 屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。
- サービス利用が伸びていることから、市内の既存事業者を中心に事業展開を働きかけるなど、サービス供給量の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター

類型	内容
I型	専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。
II型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。
III型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。

▼第6期の見込量

(1年当たり)

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1か所 8人	0か所 0人	1か所 8人	1か所 4人	1か所 8人	1か所 4人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1か所 5人		1か所 6人		1か所 6人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえた数値を横ばいで算出しました。
- 自宅で過ごすことが多い障がい者が外に出て人と交流し、仲間とともに創作活動や機能訓練のほか様々な活動を行うことを通じて、自分らしく日中を過ごせる場を確保します。

2 地域支援事業 (②任意事業)

(1) 訪問入浴サービス

内容
地域における身体障がい者等の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障がい者等に対して訪問入浴サービスを実施します。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	8人	7人	8人	6人	8人	7人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	8人		9人		10人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○引き続き、民間事業者等に委託することにより、サービスの確保を図ります。国が施設入所者の地域移行を推進しており、在宅で生活する障がい者の訪問入浴の利用者の増加が見込まれることから、必要なサービスの確保に努めます。

(2) 日中一時支援事業

内容
在宅障がい者（児）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	9か所 30人	11か所 15人	9か所 30人	8か所 11人	9か所 30人	9か所 11人
第6期の見込み (実施か所数) (実利用見込者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	9か所 12人		9か所 12人		9か所 12人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえて増加傾向で算出しました。

○引き続き、障がいのある人を抱える家族の負担軽減のため、今後も委託事業者との連携を密にして、適切なサービス確保を図ります。

3 地域生活支援促進事業等

地域生活支援促進事業や交付税措置に区分変更された事業のうち、第6期において本市が実施する事業は以下のとおりです。

事業名	内容
成年後見制度普及・啓発事業	成年後見制度普及啓発のため成年後見無料相談を実施します。
障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待ケースへの対応のための体制整備をします。
自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許取得の費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	自動車改造の費用の一部を助成します。

▼第5期の実績

第5期の計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度普及・啓発事業	有	有	有	有	有	有
障害者虐待防止対策支援事業	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許取得助成事業	0人	0人	0人	0人	1人	0人
自動車改造助成事業	1人	0人	1人	0人	1人	1人

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶事業の実施について

○第6期においても引き続き事業の実施に努めます。

第4章 障がい児通所支援等の見込量と提供体制の確保

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月以降、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。

市が計画する必要がある障害児通所支援について、各サービスの内容と今後の事業量の見込みは次のとおりです。

1 障害児通所支援

（1）児童発達支援

内容
療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	15人	13人	16人	16人	17人	13人
	105人日	97人日	112人日	109人日	119人日	116人日
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	16人		19人		20人	
	109人日		119人日		130人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数などを勘案した上で、増加傾向で見込みました。

(2) 医療型児童発達支援

内容
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込量については、市内及び近隣市町に実施事業所がないことから0（ゼロ）で見込みました。

○保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

(3) 放課後等デイサービス

内容
放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。

▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	53人 636人日	47人 662人日	60人 720人日	50人 695人日	70人 840人日	49人 753人日
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	55人 764人日		60人 840人日		66人 924人日	

(1か月当たり)

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、現在児童発達支援利用者が就学と同時に利用することが見込まれること、高等学校卒業により利用終了者が出ることを勘案した上で、増加傾向で見込みました。
- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

内容
保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。

※サービスの対象が乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも拡大され、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるようになりました。

▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	1人	1人	0人	2人	0人
	0人日	1人日	4人日	0人日	8人日	0人日
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		2人	
	4人日		4人日		8人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績により算出しました。
- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

内容
重症心身障がいなどの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人 0人日	0人 0人	0人 0人日	0人 0人	0人 0人日	0人 0人
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	0人 0人日		0人 0人日		0人 0人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、居宅訪問型保育の利用者や未就学児での訪問看護利用者等がいな
いことから、0（ゼロ）で見込みました。
- サービス提供は見込んでいませんが、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせ
てサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

2 障害児相談支援

内容
障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	8人	9人	9人	17人	10人	17人
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	18人		19人		20人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。

3 医療的ケア児等コーディネーター

内容
医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることから、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置します。

▼第2期の見込量

（1年当たり）

第1期の 計画値・実績値 (各年度の配置人数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	1人	0人	1人	1人	1人
第2期の見込み (各年度の配置人数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 平成30年度に、県が相談支援専門員等を対象に研修講座を開催し、受講した相談支援専門員が、医療的ケア児等コーディネーターとして配置されました。
- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする医療的ケア児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。



第 4 部

計画の推進

第1章 計画の推進体制

1 関係機関、地域との連携

(1) 市民と協働

計画の推進は、行政の力だけでは大変困難です。

「協働」とは、「自分たちの住むまちを良くしたい」という大きな目的に向かい、市民と行政それぞれが同じ立場に立ち、役割と責任を担いながら協力し合うことです。本市の自治の基本的なルールを定めた「矢板市まちづくり基本条例」においては、市民と行政がそれぞれの役割と責務を明らかにし、ともに公共を支える「協働のまちづくり」が必要であるとしています。

計画に定める各種施策を進めていくため、市民の参画を図るとともに、情報提供・情報交換を密に行い、市民と行政の協働を推進します。

(2) 地域との連携

障がい者の地域生活においては、サービス提供のみならず、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることが重要であることから、障がいのある本人を含めた地域住民、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携を図り、地域における協力や支援を促進します。

(3) 関係機関との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健・医療、教育、雇用・就労、くらし・安全など多岐にわたっていることから、社会福祉課が中心となる中で、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進します。

また、障がい者施策については、国や県の制度によるところも大きいことから国・県の機関との連携を図るほか、施設等の広域利用などについては近隣市町との連携を図ります。

2 矢板市地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野などの関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。

そのため、本市では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として矢板市地域自立支援協議会を設置しています。

協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障がいのある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、支援の充実を図ります。

3 サービスの質の向上と供給体制の確保

(1) 事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会などと連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

(2) 人材確保・資質向上の支援

より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、介護福祉士などの専門人材の確保の支援に努めます。

また、障がい者へのサービスに従事する人は、障がいや障がい者のことを正しく理解し、障がい者本人の気持ちや要望をくみ取れなければなりません。障がい者からの意見や要望に十分に耳を傾けながら障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

第2章 計画の進捗・管理

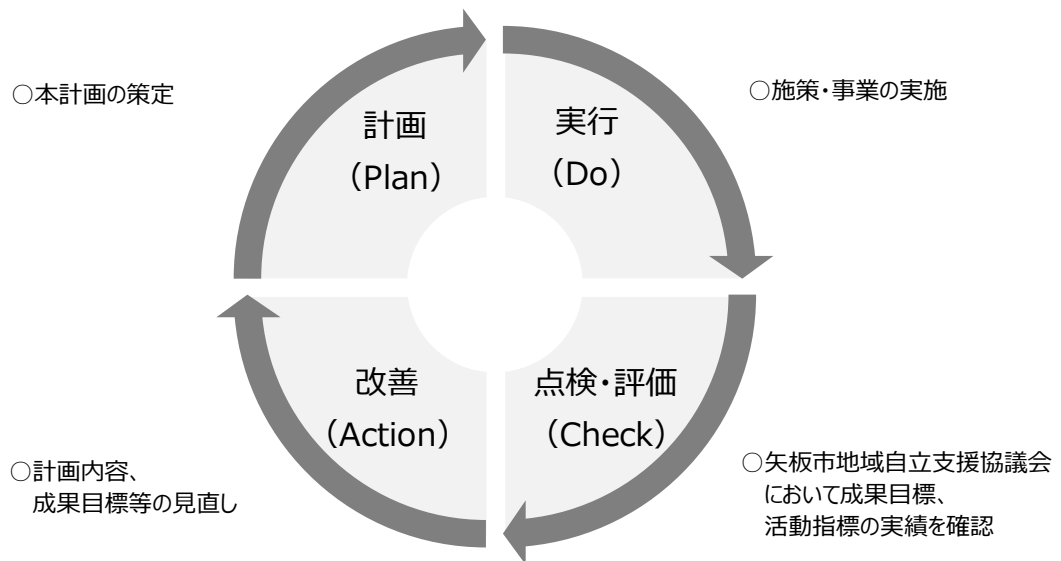
1 施策・事業の点検と改善

計画期間中、社会福祉課が中心となり、庁内関係各課との連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、矢板市地域自立支援協議会において、進捗状況の報告を行い、そこで得られた意見等を次年度の計画推進に活かします。

2 計画の評価と見直し

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

■ 進行管理のPDCAサイクルのイメージ





資料編

1 矢板市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、本市における障がい者等への相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に係るシステムづくりに関し協議をするため、矢板市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域相談支援体制に関すること。
- (2) 地域生活支援体制に関すること。
- (3) 障がい者福祉計画及び障がい福祉計画に関すること。
- (4) 障がい者虐待防止に関すること。
- (5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 教育・雇用・事業者関係機関
- (3) 障がい者関係団体
- (4) 地域住民代表者
- (5) 指定相談支援事業者
- (6) 障害福祉サービス事業者
- (7) 法曹関係者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、社会福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

参考

矢板市地域自立支援協議会委員名簿

番号	区 分	所 属	備 考
1	保健・医療・福祉関係機関	矢板市医師団	
2		矢板健康福祉センター	
3		(福) 矢板市社会福祉協議会	
4	教育・雇用・事業者関係機関	矢板公共職業安定所	
5		矢板市小中学校長会	
6		矢板市商工会	
7	障がい者関係団体	矢板市身体障害者福祉会	
8		矢板市地域手をつなぐ親の会	
9	地域住民代表者	矢板市民生委員児童委員協議会連合会	
10		矢板市区長会	
11		障がい者家族	
12		障がい者家族	
13	指定相談支援事業者	矢板市障がい児者相談支援センター	
14	障がい福祉サービス事業者	(福) たかはら学園	
15		NPO 法人 ワーカーズコープ	
16	法曹関係者	大田原人権擁護委員協議会矢板部会	

2 矢板市地域自立支援協議会委員名簿

番号	区分	所属等	氏名	備考
1	保健・医療・ 福祉関係機関	矢板市医師団	村井 成之	
2		矢板健康福祉センター	五月女幸子	
3		(福) 矢板市社会福祉協議会	高沢いづみ	
4	教育・雇用・ 事業所・関係 機関	矢板公共職業安定所	高塩 博行	
5		矢板市小中学校長会	齊藤 和久	
6		矢板市商工会	森田 昭一	
7	障がい者関係 団体	矢板市身体障害者福祉会	中郷 郁代	
8		矢板市地域手をつなぐ親の会	櫻井 宣子	副会長
9	地域住民代表 者	矢板市民生委員児童委員協議会連合会	有馬 宏文	
10		矢板市区長会	村上 和雄	
11		障がい者家族	八代 孝子	
12		障がい者家族	和氣 ちか	
13	指定相談支援 事業者	矢板市障がい児者相談支援センター	中島 勝之	
14	障がい福祉サ ービス事業者	(福) たかはら学園	瀬端 道男	会長
15		(特非) ワークスコープ	小白井 加代子	
16	法曹関係者	大田原人権擁護委員協議会矢板部会	富川 淳子	

3 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会員名簿

番号	区分	所属等	氏名	備考
1	保健・医療・福祉関係機関	矢板市医師団	村井 成之	部会長
2		(福) 矢板市社会福祉協議会	柳田 穰	
3	教育・雇用・事業者関係機関	矢板中学校	小野 泰紀	
4	障がい者関係団体	矢板市地域手をつなぐ親の会	櫻井 宣子	副部会長
5	指定相談支援事業者	矢板市障がい児者相談支援センター	福田 美希	
6	障がい福祉サービス事業者	(福) たかはら学園	瀬端 道男	
7		(特非) ワーカーズコープ	小白井 加代子	

4 計画策定経過

●計画内容の審議

期日	内容
令和2年 7月14日	第1回矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・第4次矢板市障がい者福祉計画について ・第5期矢板市障がい福祉サービスプランについて ・アンケート結果について ・次期福祉計画について
令和2年 9月23日	第1回矢板市地域自立支援協議会 ・障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について
令和2年 11月25日	第2回矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・第5次矢板市障がい者福祉計画（案）について ・第6期障がい福祉計画（案）について ・第2期障がい児福祉計画（案）について
令和3年 1月14日～ 1月29日	第5次矢板市障がい者福祉計画・第6期矢板市障がい福祉計画・第2期矢板市障がい児福祉計画（案）パブリックコメントの実施 【閲覧場所等】市社会福祉課窓口、矢板・泉・片岡の各公民館、きずな館、村井胃腸科外科クリニック、佐藤病院、矢板市障がい児者相談支援センター、たかはら学園、こども発達支援センターたけのこ園、ワーカーズコープリんごの木、市ホームページ
令和3年 3月3日	第3回矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・第5次矢板市障がい者福祉計画（案）について ・第6期矢板市障がい福祉計画（案）について ・第2期矢板市障がい児福祉計画（案）について
令和3年 3月16日	第2回矢板市地域自立支援協議会 ・第5次矢板市障がい者福祉計画（案）について ・第6期矢板市障がい福祉計画（案）について ・第2期矢板市障がい児福祉計画（案）について

● 県北障害保健福祉圏域調整会議実施状況

期日	内容
令和 2 年 6 月 5 日	第 1 回障害保健福祉圏域調整会議（書面開催） ・ 障害福祉計画（第 6 期）及び障害児福祉計画（第 2 期）の策定について
令和 2 年 10 月 13 日	第 2 回県北障害保健福祉圏域調整会議 ・ 障害福祉計画（第 5 期計画）・障害児福祉計画（第 1 期計画）の取組状況について 地域生活支援拠点等の整備について 福祉施設からの一般就労等への移行について 障がい児支援の提供体制について ・ 障害福祉計画（第 6 期計画）・障害児福祉計画（第 2 期計画）策定について

第 5 次 矢板市 障がい者福祉計画
第 6 期 矢板市 障がい福祉サービスプラン
【第 6 期 矢板市 障がい福祉計画】
【第 2 期 矢板市 障がい児福祉計画】

令和 3 年 3 月

発行 矢板市
編集 矢板市 健康福祉部 社会福祉課
〒329-2192 栃木県矢板市本町 5 番 4 号
TEL 0287-43-1116
FAX 0287-43-5404
